

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	193
要 望 内 容	回 答		
<p>九 自然と景観，まちなみの保全を 193 既存商店街の存続を脅かすキリンビール工場跡地への大型商業施設等の開発計画は，白紙に戻すこと。</p>	<p>○ キリンビール京都工場跡地については，飛躍的に向上する交通利便性を生かした複合的な都市機能の導入による新たな拠点を形成する地区として位置付けており，当該開発構想は，京都市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿ったものです。現在，土地区画整理事業の完了に伴い，用途地域等を変更し，地区整備計画等で定められた方針に沿った取組を進めており，今後とも都市計画決定した地区計画やその他関係法令に基づき適切に指導して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年10月 都市再生緊急整備地域に指定 平成15年 7月 まちづくり条例開発構想届け 平成16年 9月 地区計画を都市計画決定（地区整備計画） 平成18年 2月 土地区画整理事業の認可 平成20年10月 J R桂川駅開業 平成22年 3月 土地区画整理事業の完了 平成22年 5月 用途地域，高度地区，地区計画の変更</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 4
要 望 内 容	回 答		
194 古都保存法にもとづく整備及び維持，管理のための財政支援・伝統的建造物の修理・修景に係わる国庫補助率の引き上げを国に求めること。	<p>○ 古都保存法に基づく買入地を適切に整備し，維持管理していくためには，膨大な経費を要するため，国の財源措置が必要となります。</p> <p>○ さらに，伝統的な建造物群の修理・修景に係る国庫補助率の引き上げが，歴史的町並みの維持及び保全の促進につながると考えられます。いずれも国に対し，引き続き要望して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風土特別保存地区内の施設整備 3 0, 0 0 0 千円 ・ 歴史的風土特別保存地区内の維持管理 3 1, 5 0 9 千円 ・ 伝統的建造物群保存事業 2 9, 6 6 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国家戦略としての京都創生」に関する取組の一環として国へ要望 ・ 古都保存連絡協議会での要望 <ul style="list-style-type: none"> ※管理地面積 2 7 7. 8 ha (平成 2 1 年度末 買入地 2 6 8. 3 ha, 寄付受納地 9. 5 ha) ・ 伝統的建造物の修理・修景の補助率 5 分の 4 (国庫補助率 2 分の 1) 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	195
要 望 内 容	回 答		
195 景観行政をすすめるにあたっては、住民参加と合意を保障すること。デザイン基準の改善をすすめる際には、専門家の意見を聞くとともに、広く情報を公開しながら市民的な論議をすすめること。	<p>○ 景観政策の推進にあたっては、景観政策の実施状況や評価などを市民に分かりやすく伝える「（仮称）京都市景観白書」を発行するとともに、これを題材に、市民等と議論を行う場を新たに設け、市民や事業者の皆様との幅広い議論を踏まえながら進めて参ります。</p> <p>○ デザイン基準の改善を進める際には、建築設計の専門家等からなる「京都市デザイン協議会」の意見を聞くとともに、市民や事業者の皆様と情報を共有しながら取り組んで参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成推進事業 2, 0 0 0 千円【新規】 ・美観地区等規制指導事務 1 4, 1 7 9 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 1 9 年 7 月 「京都市景観デザイン協議会」を設置</p> <p>平成 2 2 年 1 月 「京都市景観シンポジウム」を開催 （「京都市景観デザイン協議会」の活動成果を報告し、デザイン基準の進化について市民と意見交換を行った。）</p> <p>平成 2 2 年 4 月 「景観デザイン基準の進化の取りまとめ」を発表</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	196
要 望 内 容	回 答		
196 「京都市中高層建築物指導条例」などの対象建築物にあたる建物の解体工事に住民説明会を義務づけること。	○ 解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の受付時に、周辺住民に対して工事の説明を行うことや周囲への安全対策を講じるよう指導を行っているところです。		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 7
要 望 内 容	回 答		
<p>197 公園のない地域の解消に計画的に取り組むとともに、公園の美化・清掃回数を増やすこと。また、公園愛護協力会などへの補助を強めること。猫のフン対策等の環境対策をさらにすすめること。遊具の安全対策を講じること。二つに整理統合されたみどり管理事務所の機能を強め、自主点検などの取り組みを強めること。</p>	<p>○ 公園の整備については、平成 2 2 年 3 月に策定した新たな「京都市緑の基本計画」に基づき、都市の自然環境を維持し、災害に強いまちをつくるとともに、市民のコミュニケーションの場を創出するため、公園・緑地の整備に努めております。今後、本市の財政状況を勘案しながら、公園の不足している地域の解消に向け、計画的な公園の整備に取り組んで参ります。</p> <p>○ 公園の美化・清掃については、公園愛護協力会、みどり管理事務所及び委託業者が協力して実施しており、更なる充実を図るとともに、猫のフン対策等についても、平成 1 6 年度に数箇所の公園でセンサー等を試行的に設置したところ、効果が認められましたので、設置箇所の拡大に努めているところです。</p> <p>○ 遊具の安全対策については、定期的に遊具の安全点検を行い異常を発見した場合、速やかに修繕等を行っており、今後も安全対策に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設整備 7 0 2 , 1 4 9 千円 ・公園維持管理 5 0 8 , 6 7 4 千円 		

要 望 内 容

回 答

198 街路樹及び公園の樹木については、住民要望にこたえ必要な剪定を行い、管理を改善すること。二段階剪定を全域に広げること。ひき続きプラタナスグンバイの被害対策を強化すること。

- 街路樹の管理については、街路樹が都市の良好な景観の形成に欠かせないものであることから、市民の皆様から様々な意見があり、各路線の事情や樹種に応じて剪定等の維持管理を行うとともに、市民の皆様とのパートナーシップの下に行う、美化・緑化を含めた街路樹サポーター制度の施行に取り組んでおります。
- 公園の樹木の管理については、樹種に応じた剪定を実施するとともに市民の皆様からの様々な意見に応じて剪定等の維持管理を行っております。
- プラタナスグンバイの被害対策については、夏期剪定の実施、他の樹種への転換に努めております。
- 今後も、厳しい財政状況の中ではありますが、市民生活に支障をきたさないよう、街路樹及び公園樹木の維持管理に努め、緑化に取り組んで参ります。

(平成 2 3 年度 予算額)

- ・街路樹維持管理 443,233千円

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
199 「京都市水共生プラン」の全庁的取り組みを強めると共に、事業者・市民の取り組みを強めるためにも条例化すること。	<p>○ 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」及び「京都市水共生プラン連絡調整会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。また、これまでに実施したアンケート結果から市民の関心が高かった取組について、「もっともっと、水を身近に！水共生ecoプラン」（雨水利用の促進、雨水浸透域の拡大、水害に関する予備知識の習得等に役立つ支援策を掲載）として、住民支援策を取りまとめました。今後は、これらの住民支援策の更なる啓発に努めて参ります。</p> <p>○ 雨水流出抑制に係る条例化については、災害の誘発や建物への悪影響などが懸念される設置場所の特定、浸透効果の発現性、浸透機能の維持、住民にとってのメリットといった課題の抽出や事業者や市民のコンセンサスを得ることが必要であると考えており、慎重に検討を進めて参ります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定 平成20年 3月 「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行 平成21年 3月～平成22年7月末 「水に関するアンケート」を実施 平成21年 8月 シンボルマークの運用を開始し、利活用について庁内周知 平成22年10月 水に関する支援制度を取りまとめたポスター、チラシ「もっともっと、水を身近に！水共生ecoプラン」を発行</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	200
要 望 内 容	回 答		
<p>十 災害につよい、安心して住み続けられるまちづくりを</p> <p>◆地震・風水害など防災対策に万全を期すこと</p> <p>200 学区・町内の自主防災会単位で防災カルテを活用した説明会を実施するなど、市民の防災意識の向上に努め、防災用器材の配備、保管場所の確保、活動支援など援助を強めること。</p>	<p>○ 防災カルテを活用した「身近な地域の市民防災行動計画づくり」は、市内のほぼ全ての自主防災部で策定されており、これらの取組を推進していく中で、地域の実情に応じて防災器材等を充実いただくことなどを指導しております。</p> <p>一方で、自主防災活動に対する助成金の交付をはじめ、消防活動総合センターの訓練施設を活用したより実践的な防災訓練を実施するなど、自主防災組織の防災活動に対する支援を進めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の災害対応力の充実 21,900千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>防災カルテを活用し推進してきた「身近な地域の市民防災行動計画づくり」は、全6,283自主防災部中、6,273の自主防災部で計画を策定済み(99.8%) (平成22年12月31日現在)</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 1
要 望 内 容	回 答		
201 「京都市耐震改修促進計画」の目標達成へ年次計画をたてること。耐震診断件数を大幅に引き上げ、耐震改修を促進すること。耐震改修助成制度などの抜本的な拡充を図り、市民負担の軽減を行うこと。	<p>○ 「京都市建築物耐震改修促進計画」については、平成19年7月の策定から概ね3年毎に進ちよく状況等の検証を行うこととしております。平成22年度には市内の建築物の耐震化の進ちよく状況の調査を行っており、その結果を基にして、本計画の検証を行うこととしております。</p> <p>○ 耐震診断に係る予算については、平成21年度に増額しており、平成23年度も平成22年度と同額を確保し、積極的な事業の広報宣伝に努めて参ります。</p> <p>○ 耐震改修助成制度については、平成22年度に国の緊急総合経済対策を活用した臨時的な助成額の上乗せに合わせて対象者及び対象建築物の拡大など制度を拡充し、耐震改修の促進を図っております。平成23年度は、木造住宅簡易耐震改修等助成事業の助成額及び助成率を引き上げます。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断士派遣事業 7,450千円 ・木造住宅耐震改修助成事業 18,000千円 ・京町家耐震診断士派遣事業 9,100千円 ・京町家等耐震改修助成事業 5,300千円 ・分譲マンション耐震診断助成事業 4,000千円 ・分譲マンション耐震改修助成事業 10,000千円 ・特定建築物耐震化対策事業 5,000千円 ・木造住宅簡易耐震改修等助成事業 4,500千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	202
要 望 内 容	回 答		
202 耐震診断を実施していない特定建築物の耐震診断を早急に実施し、改修計画の具体化を指導すること。	<p>○ 特定建築物の耐震診断については、災害時に防災拠点となる建築物や、倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞させるおそれがある建築物等、都市防災上緊急性の高いものを対象に耐震診断助成制度を創設し、実施しているところです。</p> <p>○ 特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について普及啓発を行うとともに、必要に応じて指導及び助言を行って参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物耐震化対策事業 5, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年度 特定建築物耐震診断助成事業の創設 特定建築物所有者へのアンケート調査等により、耐震化の有無を調査及び助成事業の情報提供</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 3
要 望 内 容	回 答		
203 消防車，消防職員，消防団など人員と装備の両面で 増強し，救急隊の増隊を急ぐこと。消防職員の休憩設 備の充実など労働条件の改善をはかること。	<p>○ 消防救急体制の増強については，平成 2 3 年 4 月に消防ヘリコプターの 2 4 時間 運航体制を構築するとともに，引き続き消防活動総合センターの活用による，高度 な知識と能力を備えた職員の育成を進めます。</p> <p>○ 消防団については，平成 1 7 年度から計画的に小型動力ポンプ付積載車の整備を しております。また，火災等の災害が発生した際に消防団員が迅速に出動態勢を整 えられるよう情報伝達体制の充実を図って参ります。</p> <p>○ 消防職員の勤務環境については，全消防署所の仮眠室の個室化を完了し，現在は 便所の一部洋式化や女性消防吏員の浴室整備などを順次行っております。今後と も，消防職員の勤務環境の改善に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団連絡体制の確立 4 4, 0 0 0 千円 ・消防署所整備 1 2 6, 2 0 0 千円 ・消防団車両整備 1 4, 5 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 塩小路消防出張所を整備し，特殊災害に対応できる救助隊を新 たに配置</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 大原消防出張所を移転・整備し，救急隊を新たに配置</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 4
要 望 内 容	回 答		
<p>204 消防団の器具庫・詰所などの拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど待遇改善にっそう努めること。また、水防団員の待遇改善をすすめること。</p>	<p>○ 消防団の器具庫・詰所の改修等については、消防分団長をはじめ地元の方々との緊密な連携をもとに実施してきており、今後も引き続き、補助金制度を有効に活用し、消防団活動に必要な施設が整備されるよう努めて参ります。</p> <p>○ 消防団の待遇改善については、平成16年度に出動手当を見直し、支給基準及び支給対象範囲の拡大を図ったほか、国の改正に合わせた退職報償金の充実や業務出動手当の取扱区分の見直しを行うなど、支給範囲の拡大を図ってきたところです。今後も社会情勢の動向を見据えたうえで、消防団員の処遇改善に努めて参ります。</p> <p>○ 本市では、近隣市町と一部事務組合を結成し、水防事業を実施しております。そのため、水防団員の出動手当の引き上げ等の待遇改善については、関係市町と調整のうえで、社会の動向等を勘案し、適切な対応を行うように努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額) ・消防団施設新築等補助金 25,000千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	205
要 望 内 容	回 答		
205 地下街・地下鉄駅などの浸水被害を防ぐため十分な対策を引き続き講じること。	<p>○ 地下街等の地下施設については、その管理者等に対して、浸水防止対策や、浸水時の避難確保計画の作成を指導するとともに、平成21年6月から運用を開始した水災情報システムを活用した、水災害時における避難情報等の迅速な伝達体制の構築に取り組んでおります。</p> <p>○ 公共下水道事業において実施している10年確率降雨対応の雨水幹線及びポンプ場の整備等により、浸水被害の軽減化を推進して参りますとともに、甚大な被害が予想される地下街等については、重点的に浸水被害の最小化を図って参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進 23,300千円 ・公共下水道浸水対策事業 1,141,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年度～平成22年度 対象施設の指定，地域防災計画への掲載，避難確保計画等の作成指導</p> <p>平成21年6月～ 水災情報システムの情報伝達機能への登録指導，登録された施設に対する情報伝達</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 6
要 望 内 容	回 答		
206 集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水常習地域の計画的な改修をすすめること。	<p>○ 集中豪雨への対策については、全市的な公共投資の抑制を踏まえつつも必要な対策を行って参ります。</p> <p>○ 本市では、都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、10年以上の確率降雨に対応する都市基盤河川改修事業を下水道事業とも連携を図りながら実施しております。今後も、早期の治水効果発現を目指して改修事業を鋭意進めて参ります。</p> <p>○ 公共下水道事業においては、浸水発生地区を中心に浸水被害の解消を図っております。今後も、10年確率降雨に対する浸水安全度の向上のため、浸水対策事業を推進して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川改修事業 9 5 7, 0 0 0 千円 ・公共下水道浸水対策事業 1, 1 4 1, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和 4 5 年度～ 都市基盤河川（旧都市小河川）改修事業実施</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 7
要 望 内 容	回 答		
207 災害危険箇所における要配慮者利用施設の対策を強めること。	<p>○ 浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の災害危険箇所に立地している災害時要配慮者関連施設については、災害予防のために気象情報や土砂災害警戒情報等をいち早く伝達する必要があることから、平成 2 1 年 6 月に運用を開始した水災情報システムの機能を活用した要配慮者利用施設に対する情報伝達体制の構築に取り組んでおります。</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者に対しては、引き続き、防災知識の習得等の防災指導の充実・強化に努めて参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年度～ 水災情報システムの情報伝達機能への登録指導の推進，登録された事業所に対する情報伝達の実施 要配慮者利用施設の管理者に対する指導用媒体の作成，配付</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	208
要 望 内 容	回 答		
208 火災予防条例の改正をふまえ、個室ビデオ店等への指導を強めること。また、ビル管理など定期点検の徹底と火災予防にむけた指導を引き続き強めること。	<p>○ 個室ビデオ店等への指導については、平成22年10月12日付けで改正された火災予防条例における個室型店舗の避難管理の基準に関する事項を遵守するよう、指導の強化を図って参ります。</p> <p>○ ビルの防火管理などについては、消防用設備等点検報告制度及び防火対象物点検報告制度の再徹底も含め、火災予防に向けた指導の強化を図って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成20年10月～ 大阪市浪速区の個室ビデオ店の火災発生以降、本市の関連施設の実態調査や追跡調査を行い、消防法令違反の是正や火災予防に向けた指導を強化</p> <p>平成22年10月 京都市火災予防条例の一部を改正する条例を制定（個室型店舗の安全確保を図るため、外開き戸の自動閉鎖等の避難管理上の措置を規定）</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 9
要 望 内 容	回 答		
209 住宅用火災警報器の低所得者や避難困難者などへの国の無償貸与制度に市独自の上乗せをすること。	<p>○ 本市では、非課税世帯等のひとり暮らし高齢者又は重度の障害者で、火災発生時に避難が困難な世帯に対して、無償又は1割負担で火災警報器等を設置する日常生活用具給付事業を実施しております。</p> <p>○ 緊急通報システムの利用者のうち、自力歩行が不可能な方等を対象に緊急通報システムと無線式の住宅用火災警報器を連動させ、火災が発生した場合に緊急通報システムを介して自動的に消防指令センターに通報できる体制を構築し、非課税世帯等の利用者に対して、無償で貸与しております。</p> <p>○ 今後も火災時に避難が困難な高齢者等の安全確保のため、これらの支援を継続して実施するとともに、国の無償貸与制度に関する動向を注視して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器の整備 9, 7 0 0 千円 ・ 老人日常生活用具給付等事業 2 8, 9 9 1 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	210
要 望 内 容	回 答		
<p>◆安心して住み続けられる住環境に</p> <p>210 アスベスト対策をさらに強化するよう、国に対して次のことを求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の実態に合わせて認定対象を拡充し、申請期限を再延長すること。 ・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、すべての健康被害者を救済すること。 ・吹付けアスベスト除去に対する支援措置を拡充すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある労働者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視して参ります。 ○ 中小企業者に対する「環境保全資金融資制度」において、平成元年度から、アスベストの除去工事等に要する資金についても融資の対象としております。 ○ 本市では、大都市環境保全主管局長会議を通じて、国に対し、建築物解体等に伴うアスベスト飛散防止（除去工事等）について支援措置を講じるよう要望しております。 ○ 吹付けアスベスト除去に対する国の補助率の改善については、今後ともあらゆる機会を通じて継続して要望して参ります。 <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全資金融資 62,940千円 ・京都市吹付けアスベスト除去等助成事業 14,500千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成18年2月 国土交通省のアスベスト対策に係る国庫補助制度の創設 平成19年6月 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の創設</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 1 年 1 月 同事業の制度改善（アスベスト有無の分析調査の補助について、補助率の改善、補助限度額の増加、補助要件の緩和（①多数利用建築物、②共同利用部分、③アスベストが露出の 3 要件を撤廃））</p> <p>平成 2 1 年 6 月 同事業の制度改善（アスベスト除去等の補助について、補助要件の緩和（①多数利用建築物、②共同利用部分、③アスベストが露出の 3 要件を撤廃））</p> <p>平成 2 2 年 7 月 平成 2 3 年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市市長会）</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>211 本市として以下のアスベスト対策を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の所有する建築物の除去対策を早期に完了させること。 ・民間建築物に対するアスベスト含有分析調査に対する全額補助制度を引き続き実施し、除去工事助成制度の補助率を引き上げ、予算を大幅に拡充すること。 ・救済給付制度及び健康相談窓口の周知を強めるとともに、取り組みを強化すること。 	<p>○ 市有建築物のアスベスト除去対策は、各施設の状況に合わせて、早急に対応して参ります。</p> <p>○ 民間建築物のアスベスト調査に対する全額補助については、引き続き実施して参ります。また、除去等工事助成制度における補助率の引き上げや予算の拡充については、補助率の改善に係る国への要望を含め、今後も制度充実に向けた取組を進めて参ります。</p> <p>○ アスベストに係る健康対策について、平成17年7月から各保健センター等に設置している「健康相談窓口」において市民からの相談に対応するとともに、環境省からの依頼を受け、平成18年6月から、石綿健康被害救済法に基づく救済給付に係る申請相談、受付業務を実施しております。また、当事業に係る周知は、実施主体である独立行政法人環境再生保全機構により、新聞等の広報媒体を用いて、全国的に広く実施されております。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市吹付けアスベスト除去等助成事業 14,500千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><市有建築物のアスベスト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設所管局からの依頼に基づくアスベスト除去工事の実績 (平成17年度開始) <p>平成19年度 美術館(荷捌き場) 吉祥院コミュニティーセンター(空調機械室) 京都市立鏡山小学校(給食サービスホール)</p> <p>平成20年度 伏見まち美化事務所(大型車庫棟工作室等)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 1 年度 西京消防署 平成 2 2 年度 生涯学習総合センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅におけるアスベスト除去工事の実績（平成 1 8 年度開始） 平成 1 8 年度 向島市営住宅 5 街区 1 棟（エレベーターシャフト） 平成 1 9 年度 大受市営住宅 1 ～ 3 棟（電気室等） 平成 2 0 年度 三条市営住宅 1 1 棟（電気室等） 崇仁市営住宅 3 1 棟（電気室等） 平成 2 1 年度 改進黨営住宅 7 棟（電気室等） 加賀屋敷市営住宅 2 棟（電気室等） <p><民間建築物のアスベスト対策></p> <p>平成 1 9 年 6 月 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業の創設 平成 2 1 年 1 月 同事業の制度改善（アスベスト有無の分析調査の補助について、補助率の改善、補助限度額の増加及び補助要件の緩和（①多数利用建築物、②共同利用部分、③アスベストが露出の 3 要件を撤廃））</p> <p>平成 2 1 年 6 月 同事業の制度改善（アスベスト除去等の補助について、補助要件の緩和（①多数利用建築物、②共同利用部分、③アスベストが露出の 3 要件を撤廃））</p> <p><保健所・支所・病院等のアスベスト対策></p> <p>平成 1 7 年 9 月 保健センター・支所で行っている結核・肺がん検診において、アスベスト関連事業所の元従業員等を対象に、アスベスト関連疾患の検診と同様の検査を開始。精密検査が必要な方には、医療機関への紹介を行っております。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 1 7 年 1 2 月 市立病院において、呼吸器科専門医によるアスベスト専門外来を設置し、アスベスト吸入による肺疾患のおそれがある方を対象に、曝露に伴う中皮腫や肺がんの発見と治療を目的とした診療を開始。</p> <p>平成 1 8 年 3 月 石綿健康被害救済法の施行（救済給付制度開始）</p> <p>平成 2 0 年度 石綿による指定疾病にかかり死亡した者の遺族による特別遺族弔慰金等の請求が低迷していること及び請求期限が設けられていることに鑑み、環境省からの依頼に基づき、保健医療課及び保健センターにおいて、対象者を特定しやすい中皮腫死亡者の遺族に対し重点的な周知を実施。</p>		

要 望 内 容

回 答

212 ユニバーサルデザインを基本にした総合的まちづくりを年次計画をたて積極的にすすめること。高齢者や障害者、子育ての視点で、道路、公共交通、公共施設情報提供の分野の改善、改良を積極的にすすめること。

- 平成17年12月に策定した「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、「すべての人が暮らしやすいまちづくり」をハード・ソフト両面で積極的に推進するよう努めて参ります。
- 高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが公共交通を利用して円滑に移動できるユニバーサル社会の実現を目指して、段差解消が図られていない鉄道駅のバリアフリー化を一層推進するため、新たに「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定を行って参ります。
- 道路については、現在、バリアフリー法に基づき、市内14地区を重点整備地区に選定し、駅と駅前広場、その他周辺道路を結ぶ経路等バリアフリー化事業を進めております。
- 重点整備地区以外の道路についても、「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、道路の新設・補修時に可能な限り歩車の分離、凹凸、段差・勾配の改善などに取り組んで参ります。
- 本市の公共建築物においては、新增築だけではなく、既存の建築物の改修においても、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」の理念に基づき、すべての人にとって安全で安心して利用できる施設とするよう努めております。

(平成23年度予算額)

- ・みやこユニバーサルデザイン推進事業 9,494千円
- ・駅等のバリアフリー化の推進 9,000千円【新規】
- ・バリアフリー整備事業 86,700千円

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年 4 月 みやこユニバーサルデザイン推進条例制定 みやこユニバーサルデザイン審議会(利用しやすい施設づくり部会)の設置→旅客施設新設時等の意見具申(障害当事者や学識経験者の意見)</p> <p>平成 1 7 年 1 2 月 みやこユニバーサルデザイン推進指針策定 「まちづくり」「ものづくり」「情報提供」「サービス提供」の各分野でのユニバーサルデザインの推進を図る。</p> <p><道路, 旅客施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の重点整備地区におけるバリアフリー化事業 平成 1 9 年度 山科地区整備完了 平成 2 0 年度 桂地区整備完了 平成 2 1 年度 向島地区整備完了 平成 2 2 年度 嵯峨嵐山地区整備完了 <p><公共施設></p> <p>平成 1 4 年度 「京都市交通バリアフリー全体構想」策定 平成 1 4 年度～2 0 年度 重点整備地区(1 4 地区)すべてにおいて基本構想を策定</p> <p>平成 2 0 年度 3 施設の改修を実施 (歴史資料館, 若杉学園, 伏見区役所神川出張所)</p> <p>平成 2 1 年度 4 施設の改修を実施 (中央斎場, 中京老人福祉センター, 左京区役所大原出張所, 左京区役所花脊出張所)</p> <p>平成 2 2 年度 4 施設の改修を実施 (こころの健康増進センター, 南区役所, 上京老人福祉センター, 紫野児童館)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
213 旅客施設のバリアフリー化を一層推進すること。	<p>○ 高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが公共交通を利用して円滑に移動できるユニバーサル社会の実現を目指して、段差解消が図られていない鉄道駅のバリアフリー化を一層推進するため、新たに「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定を行って参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額) ・ 駅等のバリアフリー化の推進 9, 0 0 0 千円【新規】</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 4 年度 「京都市交通バリアフリー全体構想」策定 平成 1 4 年度～ 2 0 年度 重点整備地区 (1 4 地区) すべてにおいて基本構想を策定</p>		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>214 市営住宅の供給は、既存住宅の建て替えとともに、新規建設をおこなうこと。民間住宅の借り上げにより都心部にも市営住宅を供給すること。また、単身・一人親世帯や高齢者及び障害者世帯対応などきめ細かな供給をすること。ルームシェアを認めること。空き家整備をいっそう促進し、空き家公募戸数を増やすこと。</p>	<p>○ 市営住宅の供給については、平成 2 2 年 3 月に策定した「京都市住宅マスタープランに」において、公営住宅の管理戸数は現状程度に留め、長く有効に活用していくこととしており、建て替えは最小限に抑えるとともに、適切な維持管理や必要な改善を進めて参ります。</p> <p>○ 民間住宅の借り上げによる都心部への市営住宅の供給については、今後、研究して参ります。</p> <p>○ 市営住宅の公募に当たっては、これまでから高齢者や身体障害者等を対象とする単身世帯向け住宅の提供やひとり親、障害者世帯等の優先入居を行っており、引き続き、実施して参ります。</p> <p>○ ルームシェアについては、社会福祉法人等が運営管理者として、市営住宅をグループホーム等に活用する場合に可能としておりますが、その他の入居についてルームシェアを認めることは、使用責任の主体が不明確となり、不適正使用のおそれがあるなど、管理上の問題があることから、慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>○ 市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的な空き家整備を進め、今後とも、公募戸数の確保に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・市営住宅管理運営 4, 3 6 7, 8 3 5 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 9 月 従来の母子世帯優先入居の対象を父子世帯にも拡大し、ひとり親世帯優先入居として募集を実施</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>215 市営住宅の入居収入基準の見直しに当たっては本市独自の基準を設定し、国基準を上回る収入層についても入居を可能とすること。また、家賃の値上げをしないこと。旧改良住宅の見直しを除く市営住宅の減免制度は元に戻すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の入居収入基準については、国の制度改正に伴い、平成 2 1 年度から従前居住者に係る 5 年間の経過措置期間を設けたうえで、見直したところであり、公営住宅法等の改正があれば、これに応じて必要な検討を行って参ります。 ○ 市営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき、入居者の負担能力や住宅の便益に応じた家賃を適切に設定しております。 ○ 家賃減免制度については、京都市住宅審議会の間答申を踏まえ、平成 2 1 年 4 月の公営住宅法施行令の改正による収入分位の基準見直しに合わせた見直し等を行いました。今後も、同答申を踏まえ、検討して参ります。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
<p>216 市営住宅は計画的に修繕を行うこと。高齢者向け改善についてはニーズに応じた改修を行うこと。耐用年数が相当すすんだ畳及び風呂釜など修繕費が高額になる部分については公私の負担区分を見直すこと。</p>	<p>○ 市営住宅の修繕については、住宅の根幹部分の機能を維持するため、外壁や屋上防水等の補修工事を計画修繕として行っており、引き続き、実施して参ります。</p> <p>○ 高齢者向け改善については、住戸内の段差解消、手すりの設置、レバーハンドル化、和式便所の洋式化等を順次行っており、引き続き、実施して参ります。</p> <p>○ 修繕の公費負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分やライフラインの維持に要する部分以外の修繕に係る費用は、入居者の負担としており、本市の厳しい財政状況から、現在、これを見直すべき状況にはないと考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <p>・市営住宅管理運営 4, 3 6 7, 8 3 5 千円</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
217 エレベーターのない既設中層住棟の入居者の低階層への住み替えについては、新たに敷金を求めないこと。公募にあたっては、連帯保証人を廃止すること。	<p>○ 市営住宅の住宅変更は、新たな住戸に入居していただく制度であり、敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものです。そのため、住み替え前の住戸の敷金は清算し、新たな住戸の敷金の納付をお願いしております。</p> <p>○ 連帯保証人については、債権担保の観点から必要と考えております。高齢者等、やむを得ず連帯保証人を立てることができない場合は、保証人の免除を可能としております。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
<p>218 保健福祉局と連携し、市営住宅における独居高齢者などへの日常的な見守りと援助をすすめるとともに、ライフラインチェックなどにより、孤独死対策を強めること。シルバーハウジング事業を高齢化率の高い市営住宅から優先的に順次拡大すること。</p>	<p>○ 独居高齢者などへの日常的な見守りと援助については、老人福祉員制度や一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業など、引き続き、関係部局間で連携して実施して参ります。</p> <p>○ 孤独死対策については、管理事務所を設置していない団地があることやプライバシーの問題、また、本市の厳しい財政状況から、個別の巡回は困難ですが、他都市の例などを参考にしながら、今後、研究して参ります。</p> <p>○ シルバーハウジング事業については、一部の市営住宅において実施しておりますが、在宅でサービスを受けることができる介護保険制度の定着や本市の厳しい財政状況から、事業の拡大は考えておりません。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉員設置事業 30,434千円 ・一人暮らしお年寄り見守りサポーター養成事業 3,834千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>219 既設中層市営住宅へのエレベーターの設置を独自の設置計画をもってすすめること。追加設置に当たっては、バリアフリー促進のために、必要な合意形成を援助し、新たな住民負担を求めないこと。市営住宅のバリアフリー化を一層すすめること。</p>	<p>○ 市営住宅のバリアフリー化については、平成22年度中に策定する新たな「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、エレベーターやスロープの設置を進めて参ります。</p> <p>○ 市営住宅へのエレベーター設置に当たっては、事前に入居者への説明を十分に行うなど、必要な合意形成を図りながら進めて参ります。</p> <p>○ 市営住宅へのエレベーター設置に伴う負担については、公営住宅法の規定に基づいた家賃及び使用に伴い生じる電気代等の共益費を負担していただくこととしております。</p> <p>(平成23年度予算額) ・市営住宅改善事業 695,463千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>220 旧「改良住宅」については、風呂やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること。入居募集対象戸数を増やし、既存入居者と一般公募を対等・平等に扱うこと。</p>	<p>○ 改良住宅を含む市営住宅への浴室やエレベーターの設置については、平成 2 2 年度中に策定する新たな「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めて参ります。</p> <p>○ 改良住宅における一般公募については、引き続き、公募戸数の拡大を図って参ります。</p> <p>○ 既存入居者と一般公募による入居者の扱いについては、入居収入基準を除いては、同様の扱いとしております。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <p>・市営住宅管理運営 4, 3 6 7, 8 3 5 千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
221 「高齢者のすまいに関する情報ファイル」の周知を強めるとともに、市の制度として高齢者・障害者等の保証人制度を創設すること。	<p>○ 「高齢者のすまいに関する情報ファイル」については、福祉事務所等の窓口における相談機能の向上を目的として、住み替えや融資に係る資料を集約したものであり、今後とも、各制度の普及等に努めて参ります。</p> <p>○ 保証人制度については、高齢者居住支援センターによる家賃債務保証制度があるため、この制度の普及等に取り組んで参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成16年度 福祉事務所及び地域包括支援センターに「高齢者のすまいに関する情報ファイル」の設置</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
<p>222 UR住宅の再生・再編に当たっては、居住者の居住の安定確保に努めるとともに、居住者や自治体の負担増とならないよう国に対策を求めること。また、耐震補強計画の策定・開示を求めること。市有地上のUR住宅および合築の建物については、公共住宅供給減とならないよう対策を求めること。</p>	<p>○ 市内のUR賃貸住宅については、居住者が安全に、安心して居住を継続できるよう、都市再生機構に随時状況を確認し、居住者の居住の安定が確保されるように引き続き国に求めて参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

223 分譲マンション住民と管理組合への支援強化を引き続きはかること。

- 分譲マンションの地デジ対策に伴う、共聴施設整備・改修に独自に上乘せ助成を行うとともに、マンションによる電波障害対応について、相談、調整など支援すること。

- マンション共用部分のバリアフリー化及び、消火栓改修に対する助成制度を創設すること。

- 戸建て住宅に比べ高くなっているマンションの固定資産税について、その算定方法の変更を国に求めること。

- マンションの不特定多数の来訪者が利用する玄関ホールなど共用部分を固定資産税の減免対象とすること。

- マンション敷地内に設置されている、公道を照らす防犯灯の電気代を補助すること。

○ ビル、マンション等の共同受信施設（受信障害対策共聴施設）のデジタル化対応については、国（総務省）において、助成制度や、紛争相談窓口が設けられています。本市としては、受信障害対策共聴施設利用者に対する説明会等の実施について、地域への周知や協力要請を行うなど「総務省京都府テレビ受信者支援センター」と連携を図っております。

○ 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、安心して住み続けられる住宅ストックの形成に向け、平成22年度に「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設しており、今後も充実を図って参ります。

○ 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、所有者等の負担により改修されるよう、関係者に対して指導を続けて参ります。

○ 家屋の固定資産税は、その規模や施工資材、設備の状況等から算定した価格（資産価値）により求めており、戸建て住宅もマンションも同様に資産価値に応じて固定資産税を算定していることから、マンションのみ固定資産税の算定方法を見直す必要があるとは考えておりません。

○ マンションの共用部分は、マンションの所有者に限定された共有資産であることから、固定資産税を減免することは適当ではないと考えております。

○ 本市では、安全な通行の確保を図るため、多数の市街灯を設置しております。これまでから、民間で設置されている市街灯の管理につきましては、設置者が行なっているところであり、限られた予算の中では、新たな補助制度を設け、電気代の負担を行うことは、困難であると考えております。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>・相談窓口の周知に努め、相談機能のいっそうの拡充をはかること。</p> <p>・既存分譲マンションの管理状況に関する評価基準については、管理の質の向上に資するとともに、自主管理方式が不利益とならないよう、当事者団体の理解と納得を得ること。</p>	<p>○ 相談窓口の周知については、区役所等でのパンフレットの配布など、これまでから積極的に取り組んでおり、今後もあらゆる機会をとらえ、周知に取り組んで参ります。</p> <p>また、相談機能の拡充についても、平成19年度に「分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度」を創設しており、今後も充実を図って参ります。</p> <p>○ 既存分譲マンションの評価基準については、評価を行う民間の団体等が独自の価値観に基づき設定するものであることから、本市が指導を行ったり、基準そのものを定める予定はございません。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション支援 16,546千円【充実】 ・安心すまいづくり推進事業 71,222千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><民間アパート・マンションを対象とした国の制度></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年 5月 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修に対する補助を開始 平成21年 8月 共同住宅共聴施設のデジタル化改修に対する補助を開始 平成21年10月 受信障害対策共聴施設の紛争相談窓口を設置 平成22年 7月 受信障害対策共聴施設利用者に対する説明会を開始 <p><相談機能の拡充について></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度 すまいよろず相談に「分譲マンション管理」部門を創設 平成13年度 すまいスクール出張版(分譲マンション編)の開始 平成19年 7月 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度の開始 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
224 危険家屋に対して、所有者への徹底した指導を強め、代執行も含め解消を図ること。	<p>○ 危険家屋については、今後とも関係機関と連携し、効果的な指導を粘り強く行って参ります。また、著しく危険で、周囲の安全を確保するために必要があると認められるときは、行政代執行も視野に入れ、安心・安全の確保に全力で取り組んで参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <p>・行政代執行 11,500 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年度 「東山区危険建築物対策連絡会議」の設置 平成 2 2 年度 「京都市建築物安心安全実施計画推進会議 危険建築物対策分科会」の開催</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
225 葬儀場建設による住環境への影響を踏まえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。	<p>○ 住環境への影響等を踏まえ、建築基準法における葬祭場の位置付けを明確にするよう国に対し要望するとともに、葬祭場に対する規制の在り方について、庁内において検討会を立ち上げており、様々な手法を総合的に検討して参ります。また、事業者に対しては、平成 2 1 年 1 2 月に改正した「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に基づき、指導を継続して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 7 年 8 月 「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」の制定 平成 2 1 年 1 2 月 同要綱の改正 (指導の対象となる規模要件の撤廃等)</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 226 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水を供給すること。</p>	<p>○ 上下水道事業については、「京の水ビジョン」及び「中期経営プラン」等の上下水道事業の経営戦略に基づき、今後も地方公営企業として効率的な経営を行い、財政の健全化を図ることにより、「中期経営プラン」が終了する平成24年度まで、現行の安価な上下水道料金を維持し、安全・安心で低廉な水道水を安定して供給して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年12月 「京の水ビジョン」及び「中期経営プラン」の策定 平成21年 3月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」の策定 (市民に信頼される上下水道事業の確立を目指し、平成21年度～平成24年度に実行する企業改革に向けた具体的な取組と、今後取り組むべき課題を記載)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
227 最低使用水量を引き下げ、基本料金を引き下げること。	○ 今後も水需要の減少傾向が見込まれる中、基本水量、基本料金の引き下げは、経営改革を推進しているものの財政への影響が大きく、現状では実現は困難であると考えております。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
228 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置はとらないこと。	<p>○ 水道料金等の滞納があるお客さまに対しては、督促状を送付するだけでなく、訪問による支払督促を行っております。</p> <p>訪問後もお支払がない場合は、事前の給水停止の予告後、戸別訪問を行い、お支払方法を含めてお客さまと協議するなど親切・ていねいな対応を行っており、機械的な給水停止を行うことはありません。</p> <p>○ 上下水道局と保健福祉局との連携については、お客さまが真に生活に困窮している場合には、福祉事務所の紹介やケースワーカーとの協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に合わせて、ていねいな相談と対応を行っております。</p> <p>○ さらに、保健福祉局の職員を講師とした生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応などについての研修も行っており、連携を深めているところです。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 2 月 保健福祉局の職員を講師とした研修を実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 9
要 望 内 容	回 答		
229 水質保全をはかるため総合的な「国立水質技術研究機関」の実現及び「高度浄水処理」施設への国庫補助制度の充実を国に強く求めること。	<p>○ 国立の水質技術研究機関の実現については、環境ホルモンや病原性微生物の問題など水道水質に関する問題が一層多様化していることから、今後も国に対して継続的に強く要望して参ります。</p> <p>○ 国の水質基準を遵守するとともに、かび臭などの異臭味を解消し、快適でより安全・安心な水道水が供給できるよう、高度浄水処理施設に対する国からの財政支援について、引き続き、制度の充実を強く要望して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年 4 月 国の水質基準が強化され、新たに、かび臭の原因物質が基準項目として追加 平成 2 0 年～平成 2 1 年 蹴上浄水場における高度浄水処理施設整備事業に係る事前評価の実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
230 未規制物質についても，国や淀川水系の自治体と連携し，調査を継続し，安心安全の水道水の供給を図ること。	<p>○ 本市では，水道水及び水源である琵琶湖湖水について，医薬品やPFOA等，生体に影響し水道原水又は水道水を汚染する可能性のある物質の実態調査を継続して行うとともに，国，大学及び他事業体と連携し，引き続き，未規制物質に関する情報収集，調査協力を行い，安全・安心の水道水の供給を図って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成11年 8月 原水及び給水におけるダイオキシン類の調査を開始 平成19年 7月 原水及び給水におけるPFOA等の測定を開始 平成20年12月 原水及び給水における医薬品の測定を開始 平成21年 4月 NDMAの検査手順の開発に着手</p> <p>※PFOA・・・パーフルオロオクタン酸。過フッ素化合物類の一つであり，フッ化ポリマーの製造時に用いられる助剤 NDMA・・・N-ニトロソジメチルアミン。農薬，ゴム製品，食品加工，染料等の製造時の副生成物であり，一部の農薬にも含まれていることが報告されている。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
231 下水道の合流式改善や大規模雨水幹線など，上下水道事業の建設改良事業については，市民に情報を十分公開し，必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い，過大とならぬよう不要不急の投資を抑えること。	<p>○ 上下水道事業の管きょ等の整備に当たっては，事業の内容や進捗状況等についてホームページ上で公開するなど，市民への情報提供に取り組むとともに，本市の厳しい財政状況を踏まえ，事業の必要度，重要度及び優先度を十分検討し，事業を推進して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
232 水道・下水道などライフラインの耐震年次計画を作成し、早期に耐震化を行うこと。国にも財政措置を求めること。	<p>○ 水道事業では、地震対策の一環として、既設の導水管，送水管及び配水管の布設替えに併せた耐震化，並びに配水幹線の相互連絡管等の布設など，水道管路の耐震性向上に取り組んで参りました。今後は，現在策定している「京都市水道施設耐震化計画」に基づき，引き続きライフラインの耐震化に取り組んで参ります。</p> <p>○ 公共下水道事業についても，「京都市下水道地震対策緊急整備計画」に基づいて引き続きライフラインの耐震化に取り組んで参ります。</p> <p>○ 国に対しても，耐震性の向上等に対する財政支援の拡充を求めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設整備事業 8, 9 0 0, 0 0 0 千円 ・ 公共下水道建設事業 1 5, 7 0 0, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年 2 月 「上水道施設整備事業計画（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）」の策定</p> <p>平成 2 1 年 水道事業に係る「老朽管更新事業」国庫補助金交付決定</p> <p>平成 2 1 年 1 月 「京都市下水道地震対策緊急整備計画（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）」策定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
233 汚水資本費補助金を復活すること。	<p>○ 公共下水道事業における汚水資本費補助金については、急速な下水道整備による資本費の増加に対する下水道使用料の大幅な値上げを抑制するために創設された補助金であり、企業債償還のピークを過ぎた段階では、その役割を果たしたものと考えております。当該補助金がなくても、下水道使用料等により、安定した経営が行えるよう、事業の効率化に努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>234 鉛管の取替えを早急に完了させること。そのため、国の補助制度の充実を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。</p>	<p>○ 鉛製給水管の取替えについては、「^{みやこ}京の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管をすべて解消することを目標としており、これに向け、起債を利用し、単独取替工事件数を大幅に拡大しております。平成 2 2 年度からは件数を 1 2, 0 0 0 件に拡大し、取組を強化しております。</p> <p>○ 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めて参ります。</p> <p>○ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、平成 2 2 年度に助成金制度の利用に関するアンケート調査を行いました。 また、助成金制度の利用促進に役立てるため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」はがきの発送や、助成金制度の対象となる市民の皆様への訪問を行っており、引き続き、当該制度の周知徹底とその促進を図って参ります。</p> <p>○ 平成 2 3 年度においては、市民の皆様への訪問による啓発の更なる充実を図って参りますが、予算措置については、厳しい財政状況、平成 2 2 年度予算の付帯決議、過去の実績及びアンケート結果を踏まえた内容としております。</p> <p>○ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても遜色のないものとなっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛製給水管単独取替事業 3, 0 0 0, 0 0 0 千円 ・鉛製給水管取替工事助成金 7 0 件 3, 5 0 0 千円 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年12月 「京の水ビジョン」の策定 <small>みやこ</small></p> <p>平成21年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を9,000件まで拡大(平成20年度 2,000件)</p> <p>平成22年度 鉛製給水管単独取替事業を12,000件に拡大</p>		

要 望 内 容

回 答

235 マンション等における水質検査及び衛生確保など、貯水槽水道の管理責任に万全を期すこと。

○ 貯水槽水道（受水槽）につきましては、受水槽の有効容量により簡易専用水道施設と小規模受水槽水道施設に区分されます。

簡易専用水道につきましては、水道法により1年以内に1回の法定検査の受検や水槽の清掃実施、日常の施設点検が義務付けられており、設置者に対し法に定める規定を遵守するよう立入等により指導を行っております。

小規模受水槽水道につきましては、平成2年に策定した「京都市小規模受水槽水道及び飲用井戸衛生管理要領」に基づき、簡易専用水道に準じた施設管理を行うよう、設置者等に対し指導を行っております。

今後につきましても、貯水槽水道の衛生確保につきましても、設置者に対し万全を期すよう引き続き指導を行って参ります。

（平成23年度予算額）

・ 飲用水対策 3,811千円

（経過・これまでの取組等）

【簡易専用水道施設数及び受検状況】

本 市				全 国 (20年度)
18年度	19年度	20年度	21年度	
3,468/3,631 (95.5%)	3,483/3,665 (95.0%)	3,399/3,710 (91.6%)	3,351/3,718 (90.1%)	170,064/212,573 (80.0%)

【小規模受水槽水道施設（上段）及び衛生指導数（下段）】

18年度	19年度	20年度	21年度
6,941	6,847	6,789	6,759
7,101	6,754	5,339	6,482

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
236 雨水貯留施設補助金を増額し、対象枠の拡大をはかるなど市民の雨水利用を促進すること。	<p>○ 雨水貯留施設設置助成金制度については、平成 2 2 年度から予算の増額、助成対象枠の拡大を行いました。また P R 等が効果を発揮し、平成 2 2 年 1 2 月末時点で、平成 2 1 年度の申請件数 1 3 8 件を上回る申請を受けております。</p> <p>平成 2 3 年度については、補助金の増額、対象枠の拡大の予定はありませんが、雨水貯留施設の設置を一層促進させるために、市民ニーズに応じた取組を進めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留設置助成金制度 3, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年 国の「新世代下水道事業」(5 箇年)として採択され、「雨水貯留施設設置助成金制度」を開始(年間助成件数 7 2 件)</p> <p>平成 2 1 年 「雨水貯留施設設置助成金制度」を引き続き「新世代下水道事業」として実施できるように国と協議(年間助成件数 1 3 8 件)</p> <p>平成 2 2 年 国と協議を行った結果、平成 2 6 年度までの延伸が承認されたため、引き続き事業を継続(1 2 月末時点助成件数 1 4 2 件)</p> <p>助成対象の雨水貯留施設の容量を 1 0 0 リットルから 5 0 0 リットルとしていたが、8 0 リットル以上とした。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 7
要 望 内 容	回 答		
237 マンションの水道メーターの交換費用については、戸別メーターまで水道事業者が責任を持つこと。	○ マンションにおける戸別の水道メーターのうち、私設のものについては、現在のところ、マンションの所有者等に交換費用を負担していただいております。 なお、一定の要件を満たすマンションについては、給水契約等の見直しを検討して参ります。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	238
要 望 内 容	回 答		
238 地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。	<p>○ 大原地区及び京北地区の簡易水道施設の再整備を実施していくうえで，財政支援は不可欠であり，国に対してその制度の存続を求めて参ります。</p> <p>○ 住民負担については，既に，一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っており，補助制度を新設する予定はありません。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 9
要 望 内 容	回 答		
239 未整備地域への完全給水を早急に計画的に実施すること。	<p>○ 上水道の給水区域内の未整備地域については、解消に向けた取組の検討を進めているところです。</p> <p>○ 平成 9 年 3 月に「京都市水道未普及地域解消計画」を策定し、平成 2 1 年 1 1 月に、計画に定める 2 0 地域すべての簡易水道等施設等の整備が完了しました。また、検討中の 2 地域（北白川及び石作）については、地域の要望を踏まえつつも、利用見込みの把握、受益者負担の考え方や整備手法等について検討する必要があると考えております。</p> <p>なお、住民が設立した水道管理組合等により現に水道水の供給が行われている地域や、常住人口が僅かな地域については、整備の対象外としております。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 0
要 望 内 容	回 答		
<p>十一 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を</p> <p>◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること</p> <p>240 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。 ・市バス事業に対する国の補助制度を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の85パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守って参ります。 ○ バス事業に対する国庫補助制度の要望については、平成22年6月の「平成23年度 国の予算・施策に関する提案・要望」をはじめ、平成22年7月の「大都市交通事業に関する要望」などで要望しており、今後も引き続き、補助制度の確立に向け国に掛け合って参ります。 		

要 望 内 容

回 答

241 日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。

○ 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけのお客様の増加は難しく、更に厳しい経営状況に立ち至ることが懸念されることから、運賃の値下げは困難です。

なお、御指摘の「日本一高い運賃」については、他都市と比べて相対的に運賃が割安になる場合もあり、一概には言えないと考えております。

(経過・これまでの取組等)

※参考 地下鉄普通運賃の他都市比較

(単位 円)

	営業キロ (km)																						直近の 改定時期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
京都市	210	250			280			310			340						平成18年1月						
福岡市	200	250			290			320			340			360	平成9年6月								
仙台市	200	240		290		320		350		平成8年6月													
札幌市	200	240		280			310			340			360	平成9年4月									
大阪市	200	230		270			310			360			平成9年7月										
神戸市	200	230		260		300		330		360		390		平成11年8月									
横浜市	200	230		260			290			320			350		平成9年9月								
名古屋市	200	230		260			290			320						平成8年4月							

注1 緑色部分は、京都市よりも運賃が高い区間を示す。

注2 灰色部分は、京都市と運賃が同額の区間を示す。

注3 斜線部分は、当該事業者の営業キロを超える部分であり、運賃設定がない。

注4 直近の改定時期は、消費税のみの改定(仙台市平成9年4月)を除く。

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
242 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。	<p>○ 若年嘱託制度については、運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため、平成12年度から導入しているものです。引き続き、交通事業の経営健全化を図るため、今後とも、若年嘱託制度により、人件費の増加を抑えつつ、優秀な職員の確保に努め、市民の足である市バス事業を守って参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>243 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。</p>	<p>○ 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための方法と判断しております。</p> <p>○ 委託先の労働条件については、国土交通省の通達により、雇用等の労働条件に関して各社の労働組合との合意が必要とされていることから、運転士の具体的な労働条件は各社の責任の下、労働関係法令を遵守した上で取り決められているところです。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の受委託 委託料 4, 8 0 8, 7 3 4 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 4
要 望 内 容	回 答		
244 市バスの走行困難箇所の改善，公共車両優先システムや専用・優先レーンの拡充など，公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し，走行環境を改善すること。	<p>○ 市バスの走行環境改善については，今後も引き続き，京都府及び京都府警察に対して，PTPS（公共車両優先システム）の設置拡大及びバス専用レーンの充実を強く要請するとともに，平成23年3月に運用開始予定のドライブレコーダーも活用して，バス専用レーンの徹底，違法駐停車の取締りに向けて関係機関と連携して取り組んで参ります。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTPS車載機取付 5,752 千円 ・専用レーン啓発 1,524 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成21年7月に京都府知事と京都市長との懇談会において，北大路バスターミナルから京都市役所前の4.6kmの区間にPTPS（公共車両優先システム）の適用を拡大することで合意し，平成22年3月29日に運用開始となりました。</p>		

要 望 内 容

回 答

245 生活支援路線への補助制度を確保すること。

○ 市バス74系統のうち47系統が、市民生活に不可欠であるものの民営バス並の
コストで運営しても赤字となる生活支援路線であり、これを維持するため、引き続
き、補助金を継続しますが、総額の縮減を図っております。

(平成23年度予算額)

・生活支援路線補助金 924,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成16年度から、民営並みコストで運営してもなお生じる赤字額（①路線全体
が赤字となる系統及び②路線全体が黒字でも旧市電外郭線外は赤字が生じている系
統の赤字額）について、補助金を措置

平成21年度からは、上記②に該当する系統の赤字額を補助の対象外とした。

生活支援路線補助金額の推移

年 度	補助金額	補助対象系統数/全系統数
平成16年度	1,015,000千円	40系統/73系統
平成17年度	1,054,000千円	37系統/73系統
平成18年度	1,121,000千円	40系統/74系統
平成19年度	1,165,000千円	38系統/74系統
平成20年度	1,094,000千円	40系統/74系統
平成21年度	924,000千円	34系統/74系統
平成22年度	924,000千円	37系統/74系統

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
246 コミュニティバス・小型循環バスの実現に努力すること。	<p>○ コミュニティバス・小型循環バスを含む地域公共交通のあり方については、「公共交通不便地域のあり方ワーキンググループ」での議論に基づき、「歩くまち・京都」総合交通戦略の先行ケーススタディとして実施している雲ヶ畑地域における検討も踏まえながら、地域住民や交通事業者、関係行政機関と連携して検討して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化（公共交通不便地域の対応策に関する検討） 2, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年 6 月 公共交通不便地域のあり方検討ワーキンググループの設置 平成 2 2 年 7 月 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議の開催 平成 2 2 年 1 0 月 雲ヶ畑地域の生活交通を維持するためのアンケート調査の実施</p>		

要 望 内 容

回 答

247 市バス・地下鉄の利用促進をはかるために、次の点を実現すること。

- ・簡易型を含め、バスロケーションシステムを全バス停に設置すること。上屋やベンチを全バス停に設置すること。

○ バスロケーションシステムについては、道路条件等によって全ての停留所に設置することは困難ですが、順次設置を進めており、バス停留所1,567箇所のうち280箇所（平成22年12月末現在）に設置しております。

○ 上屋やベンチについては、平成21年度から、民間活力を導入して、バス停留所の上屋に広告パネルを設置し、その広告料収入で上屋やベンチ等を整備する広告付きバス停留所上屋整備事業を進めており、道路幅員等により上屋が整備できない箇所については、本市交通事業の負担によりベンチを設置し、今後もバス待ち環境の向上に努めて参ります。

（平成23年度予算額）

- ・バスロケーションシステム設置 9,000千円
- ・バス停留所ベンチ設置 4,000千円

- ・乗り継ぎ制度を大幅に改善し、料金の割引も拡大すること。乗り換え自由な時間内料金制度をつくること。

○ 乗継運賃制度については、「トラフィカ京カード」による乗継割引を実施するとともに、市バス通勤フリー定期券や一日乗り放題となるフリーチケットを発売するなど、お客様の利便性向上に努めております。

- ・調整区間における現在の運賃や1日乗車券など、サービスの格差是正をはかること。

○ 調整区間における運賃制度については、当該地域を運行する民営バス事業者への影響が大きいため、慎重な検討が必要であると考えております。

- ・地下鉄各駅及び周辺部の市バス停については、駐輪場の設置を行い、乗客の利便性を高めること。

○ 地下鉄各駅及び周辺部の市バス停留所への駐輪場設置については、駐輪場に転用可能な土地を有しておらず、また土地を購入し、新たに駐輪場を整備することも、現在の厳しい財政状況においては非常に困難です。

（次ページに続く）

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高の通学定期券を市バス地下鉄全線フリー定期券にすること。 ・新たな総合庁舎（伏見，左京）への利便をはかるバス路線をつくること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高校生向けの通学定期券を，市バス地下鉄全線フリー定期券とすることについては，通学区間外での生徒の学校活動などを踏まえ，慎重に検討していく必要があると考えます。 ○ 左京区の新庁舎へのアクセスについては，平成23年3月の市バスダイヤ改正において，新左京区総合庁舎最寄りの「松ヶ崎泉川町」を通るバス路線を整備するとともに，5月に予定されている新庁舎の開庁に合わせ，同停留所の名称を，「左京区総合庁舎前」に改めます。 ○ 伏見区総合庁舎へのアクセスについては，徒歩圏内にバス停や鉄道駅もあることから，バス路線の新設は予定しておりません。 		

要 望 内 容

回 答

248 市バス・地下鉄を利用する高齢者・障害者などへ次の対策を強めること。

- ・点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を促進すること。
- ・駅ホームへの安全要員を増員すること。
- ・烏丸線において、ホーム転落防止柵を早急に設置すること。
- ・全改札を有人化し、福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。

○ 点字ブロックについては、道路管理者の協力の下、バス停留所1,567箇所のうち609箇所（平成22年12月末現在）に敷設しております。今後も「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、停留所施設を改良する時には、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化を推進するよう取り組んで参ります。

○ 地下鉄駅における安全対策として、案内表示器や構内放送による列車接近の注意喚起を行うとともに、必要に応じて適宜ホーム整理員を配置しております。また、駅係員による駅構内の巡視を強化し、状況に応じてモニターを利用したホームの状況監視を行うことで、駅構内での安全性の向上に努めております。

○ 烏丸線における可動式ホーム柵の有効性は認識しておりますが、設置費用が多額であることから、現行制度の下では本市及び事業者としての負担が大きく、国による財政措置の大幅な拡充なしには、設置は困難です。今後とも、地下鉄施設の改良等に対する十分な支援が得られるよう国に働き掛けて参ります。

○ 全改札の有人化については、多大な経費が必要であり、厳しい財政状況において困難であると考えております。現在、地下鉄の全ての無人改札口にモニターカメラとインターホンを設置し、駅務室において駅職員がお客様と対話しながら、遠隔操作により改札口の開閉が行えるようになっております。

○ 福祉乗車証は更新がなく、障害者手帳を紛失しない限り、長期間使用可能ですが、磁気乗車証は磁気の劣化に伴い更新が必要となるため、利用者に負担をかけることとなります。また、更新経費も必要であり、厳しい財政状況の中で実施は極めて困難であると考えております。

（平成23年度予算額）

・市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業 1,741,884千円

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 9
要 望 内 容	回 答		
249 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。	<p>○ 本市では，民間交通事業者や学識経験者，利用者，行政などからなる「京都のバス事業を考える会」を設置し，その答申に基づいて「小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験」に取り組み，その成果を市バス事業に反映させて参りました。</p> <p>○ 交通施設バリアフリー化，嵐山及び東山地区の交通対策，「歩いて楽しいまちなか戦略」など，「歩くまち・京都」総合交通戦略の実施プロジェクトを推進していく中で，市民や関係団体をはじめ，多くの皆様の御意見を踏まえ，各地域の交通課題の解決に向けて取り組んで参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅等のバリアフリー化の推進 9, 0 0 0 千円【新規】 ・ 観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 2 2, 0 0 0 千円 ・ 観光地等交通対策（観光バス予約受付業務）（緊急雇用創出事業） 2, 4 0 0 千円 ・ 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 1 7, 0 0 0 千円 ・ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6, 0 0 0 千円 ・ 「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 3, 0 0 0 千円 ・ 「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 4, 8 0 0 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>【駅等のバリアフリー化の推進】</p> <p>平成 1 4 年度 「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定</p> <p>平成 1 4 年度～平成 2 0 年度 重点整備地区（1 4 地区）の全てにおいて基本構想を策定</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

【観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）】

平成13年度 嵐山地区観光地交通対策開始

平成14年度 嵐山地区観光地交通対策の一環としてパークアンドライドを開始

平成16年度 東山地区観光地交通対策開始

平成21年度 「京都都市圏パークアンドライド連絡協議会」を設立

【「京都のバス事業を考える会」及び「小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験」】

平成17年4月 「京都のバス事業を考える会」から答申を受理

平成17年7月～平成20年1月

「小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験」実施

【歩いて楽しいまちなか戦略の推進】

平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施

平成21年 3月 四条通歩道拡幅に係る道路予備設計を完了

平成22年11月～平成23年3月

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施

【「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進】

平成20年 7月 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会を設置

平成21年12月 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会から答申を受理

平成22年 1月 「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定

【「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業】

平成21年 9月 交通量調査（交差点方向別調査等）

平成21年11月～平成21年12月

交通量調査（通過交通量調査）

（次ページに続く）

平成23年度予算要望に対する回答		NO.	249
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成22年 7月 第1回「歩いて楽しい東大路をつくる会」開催 平成22年 9月～平成22年10月 東大路通歩道拡幅に係る地元住民(東山区各自治連役員等)への説明</p> <p>【「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化】 平成20年 「歩くまち・京都」総合交通戦略の先行実施プロジェクトとして洛西地域のバス利便性向上を検討開始</p> <p>平成21年 6月 公共交通不便地域のあり方検討ワーキンググループの設置 平成22年 3月 洛西地域バスのダイヤ改正による鉄道との接続向上 境谷大橋(東行)バス停留所施設の改善の実施 6月 乗換案内表示の充実(阪急桂駅西口) 7月 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議の開催 10月 雲ヶ畑地域の生活交通を維持するためのアンケート調査の実施 12月 京都フリーバスの創設 洛西地域バスお得クーポンの発行</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	250
要 望 内 容	回 答		
250 市バス，地下鉄の安全運転の基盤である，整備部門の人的，技術的強化を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。	○ 市バス，地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，必要な体制を確保して参ります。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
251 地下鉄東西線の天神川以西の延伸については、L R T化も含めて早期実現を目指すこと。	<p>○ 東西線の洛西への延伸については、平成16年の近畿地方交通審議会答申において、「中長期的に望まれる新たな路線」として位置付けられている一方、国等の抜本的な財政措置が必要とされております。</p> <p>本市地下鉄事業は、平成20年度決算において「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく経営健全化団体となり、現在、市会の議決を経て策定した「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」の推進に全市を挙げて取り組んでいるところです。また、平成21年度決算は、着実に改善しているとはいえ、累積資金不足は310億円、法に基づく資金不足比率は114.5%と基準である20%を依然として大きく上回っております。このような厳しい財政状況の下、現行の地下鉄建設の補助制度では検討できる状況にないものと考えております。</p> <p>○ L R T等の環境にやさしく利便性の高い未来の公共交通については、将来の本市の都市構造を見据えた新しい「まちづくり」について検討を行う「未来の公共交通推進会議」において、導入に当たっての課題整理を行うなど、検討を進めて参ります。</p> <p>また、地域特性を踏まえた市民の合意形成に向け、新しい公共交通システムとしてイメージしていただけるよう、引き続き、市民周知に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額) ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年9月 「未来の公共交通推進会議」の設置</p>		

要 望 内 容

回 答

252 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、車の総量規制を軸とすること。公共交通の分担率を引き上げ、自動車分担率を削減する目標の確実な達成を裏付ける計画を具体化すること。

・観光地の交通対策、パークアンドライドなど、市民合意での具体化を図ること。

・駐車場条例の改正に当たっては、車の流入抑制を強め、車の総量規制につながるものとする。

・「歩いて楽しいまちなか戦略」、都心部でのトランジットモール化や東大路通の歩道拡幅は市民合意ですすめること。

○ 自動車分担率の削減目標を達成するには、都市構造の見直しも含めてクルマの位置付けを総合的に見直すことが必要であり、戦略の推進体制である「歩くまち・京都」推進会議を中心として、戦略に掲げる実施プロジェクトを着実に推進するとともに、効果検証を行って参ります。

○ 京都市域全体の課題である自動車の流入抑制を図るため、パークアンドライド施策の充実に努めるとともに、固定化・定着化してきた観光地での交通対策については、地元住民や事業者による交通対策への円滑な移行が行えるよう進めて参ります。

○ 駐車場条例改正については、脱「クルマ中心」社会のモデル都市を目指し、自動車利用の抑制を図る施策を盛り込んだ条例改正案を平成23年2月市会定例会へ提案致します。また、来年度も引き続き、自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用等を盛り込んだ条例改正やその他各種施策について検討し、取組を進めて参ります。

○ 「歩いて楽しいまちなか戦略」、都心部でのトランジットモール化（四条通の歩道拡幅と公共交通優先化）については、地元住民、商業者をはじめとする様々な立場の委員の参画を得た「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議及びワーキンググループにおいて、協議を行いつつ、都市計画決定、事業認可を経て、歩道拡幅詳細設計を行って参ります。

○ 東大路通の歩道拡幅については、引き続き、関係機関や地元住民と協議、検討を進め、「人」が主役の「歩いて楽しい」東大路通の実現を図って参ります。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・京都駅南口駅前広場の整備については、周辺住民やタクシー事業者など関係者の意見を十分聞き、合意のもとにすすめること。 ・周辺部の「交通不便地域」の対策を具体化すること。市民の足を守るため、小型循環バス等の具体化をすすめること。 ・「L R T」（新型路面電車）は市民合意のもとに具体化をはかること。 	<p>○ 京都駅南口駅前広場の整備については、交通結節機能の強化と安全で快適な歩行者空間を創出するため、平成 2 2 年度には、2 回の市民意見募集を実施するとともに、交通事業者等と継続的に協議しており、関係者の意見を十分に聞きながら、年度中に、整備計画を策定する予定です。平成 2 3 年度は、予備設計、測量等を実施し、「国際文化観光都市・京都」、「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい南口駅前広場の早期実現に向けて計画を着実に進めて参ります。</p> <p>○ 地域公共交通のあり方については、「公共交通不便地域のあり方ワーキンググループ」での議論に基づき、「歩くまち・京都」総合交通戦略の先行ケーススタディとして実施している雲ヶ畑地域における検討も踏まえながら、地域住民や交通事業者、関係行政機関と連携して検討して参ります。</p> <p>○ L R T 等の環境にやさしく利便性の高い未来の公共交通については、将来の本市の都市構造を見据えた新しい「まちづくり」について検討を行う「未来の公共交通推進会議」において、導入に当たっての課題整理を行うなど、検討を進めて参ります。</p> <p>また、地域特性を踏まえた市民の合意形成に向け、新しい公共交通システムとしてイメージしていただけるよう、引き続き、市民周知に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6, 0 0 0 千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 2 2, 0 0 0 千円 ・観光地等観光対策（観光バス予約受付業務） （緊急雇用創出事業） 2, 4 0 0 千円 ・公共交通利用促進に係る駐車場附置義務緩和検討調 1, 8 0 0 千円 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 1 7, 0 0 0 千円 ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 3, 0 0 0 千円 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都駅南口駅前広場の整備 2 6 , 5 0 0 千円 ・ 「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化（公共交通不便地域の対応策に関する検討） 2 , 0 0 0 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>【「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進，L R T】 平成 1 9 年 1 月 今出川通において L R T の交通社会実験を実施 平成 2 2 年 1 月 「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定 平成 2 2 年 8 月，9 月 「歩くまち・京都」推進会議及び 3 つの推進マネジメント会議の設置</p> <p>【観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）】 平成 1 3 年度 嵐山地区観光地交通対策開始 平成 1 4 年度 嵐山地区観光地交通対策の一環としてパークアンドライドを開始 平成 1 6 年度 東山地区観光地交通対策開始 市外（大津市（京阪電鉄浜大津駅））でのパークアンドライドを開始 平成 1 8 年度 市外でのパークアンドライドに八幡市（京阪電鉄橋本駅）を追加 平成 2 0 年度 市外でのパークアンドライドに長岡京市（J R 長岡京駅）を追加 平成 2 1 年度 「京都都市圏パークアンドライド連絡協議会」を設立 市外でのパークアンドライドに大山崎町（J R 大山崎駅及び阪急大山崎駅）及び亀岡市（J R 亀岡駅）を追加 観光客を対象とするモビリティ・マネジメントを開始 平成 2 2 年度 市外でのパークアンドライドに南丹市（J R 園部駅）を，市内臨時駐車場として竹田駅車両基地（地下鉄竹田駅）を追加</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答	NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答	
	<p>【公共交通利用促進に係る駐車場附置義務緩和検討調査】 平成 2 2 年 2 月～平成 2 2 年 3 月 「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」に関する市民意見募集の実施 平成 2 2 年 6 月 「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」の改定 平成 2 2 年 1 1 月 「京都市駐車場条例」改正の素案に関するパブリックコメントの実施</p> <p>【「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】 平成 1 9 年 1 0 月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施 平成 2 1 年 3 月 四条通歩道拡幅に係る道路予備設計を完了 平成 2 2 年 1 1 月～平成 2 3 年 3 月 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施</p> <p>【「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業】 平成 2 1 年 9 月 東大路通道路空間再構築に係る交通量調査（交差点方向別調査等） 平成 2 1 年 1 1 月～平成 2 1 年 1 2 月 東大路通道路空間再構築に係る交通量調査（通過交通量調査） 平成 2 2 年 7 月 第 1 回「歩いて楽しい東大路をつくる会」開催 平成 2 2 年 9 月～平成 2 2 年 1 0 月 東大路通歩道拡幅に係る地元住民（東山区各学区自治連役員等）への説明 平成 2 3 年 1 月 第 2 回「歩いて楽しい東大路をつくる会」開催</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>	

平成23年度予算要望に対する回答		NO.	252
要 望 内 容	回 答		
	<p>【京都駅南口駅前広場整備】 平成21年 5月 駅前広場の利用実態調査を実施 平成21年 6月 駅前広場の整備計画に関する「研究会」（学識経験者，有識者，京都府警及び庁内関係部長等により構成）を設置 平成21年10月 駅前広場周辺の交通量調査を実施 平成22年 4月～平成22年5月 第1回市民意見募集（整備計画の考え方，イメージ） 平成22年 7月～平成22年8月 第2回市民意見募集（施設配置案）</p> <p>【「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化（公共交通不便地域の対応策に関する検討）】 平成21年 6月 公共交通不便地域のあり方検討ワーキンググループの設置 平成22年 7月 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議の開催 平成22年10月 雲ヶ畑地域の生活交通を維持するためのアンケート調査の実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
<p>◆生活道路優先の道路整備を 253 京都市内高速道路の関連街路である鴨川東岸線の塩小路～岸上橋間の道路整備は抜本的に見直すこと。</p>	<p>○ 鴨川東岸線の塩小路～岸ノ上橋間（第3工区）については、現在進めている岸ノ上橋～中央橋間（第2工区）の整備効果を踏まえ、本市の厳しい財政状況等も勘案しながら、事業の在り方を検討して参ります。</p>		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
254 第二外環状線の建設にあたっては，地元住民の要望に応えること。久世北茶屋線の側道への接続は，住民合意を貫くこと。	<p>○ 京都第二外環状道路の整備にあたっては，「京都第二外環状道路景観検討委員会」での検討を受けて構造の見直しを行うなど，環境に配慮されており，交通渋滞の解消と都市機能の向上及び沿線地域の発展に資するこの道路が早期に整備されるよう，引き続き，国等関係機関へ働き掛けて参ります。（※事業主体は，国土交通省及び西日本高速道路株式会社）</p> <p>○ 京都第二外環状道路のアクセス道路の整備にあたっては，地域住民の皆様との合意を図るべく，地域への説明を行って参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額） ・大山崎大枝線 1，700，500千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 「京都第二外環状道路景観検討委員会」 （学識経験者，国土交通省，府下関係自治体で構成） 平成 2 年度 設立 平成 1 9 年度 具体的な整備計画案の提示</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
255 国道九号線「西立体交差事業」は，物集女街道の立体化のみにとどめ，国に見直しを求めること。	<p>○ 国道 9 号の京都西立体交差事業は，西京区の千代原口地区（物集女街道の立体交差），右京区の葛野地区において，国土交通省京都国道事務所が実施している国の直轄事業です。</p> <p>西京区の千代原口地区については，平成 1 5 年 1 0 月に工事着手し，現在，平成 2 4 年度の完成を目指して，工事が進められております。</p> <p>一方，右京区の葛野地区については，優先的に進めている千代原口地区の進捗よくを見ながら，今後，進め方などを検討していくと説明を受けております。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 1 1 年 8 月 都市計画決定告示 平成 1 5 年 1 0 月 千代原口地区工事着手 平成 2 4 年度 千代原口地区完成予定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
256 久世梅津北野線については、住民合意を貫き、計画を見直すこと。	<p>○ 久世梅津北野線（桂川橋りょう）については、地元の皆様から、事業の実施に対する十分な理解と協力をいただけるよう努め、事業化に向けて取り組んで参ります。</p> <p>○ 久世梅津北野線のルートの見直しについては、これまでから、既決定部分の土地権利者等に建築制限をかけ続けてきたこと、さらに、ルートを見直すと新たに制限がかかる土地権利者等が発生することとなり、ルート変更の影響は梅津地域のみならず、北梅津地域から太秦方面までに至ることから、困難であると考えております。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 1 3 年度～平成 1 9 年度 街路基本調査の実施 平成 2 2 年度 都市計画変更（副道設置）</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
257 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	<p>○ 都市計画道路北泉通については、未整備区間（国道 3 6 7 号から松ヶ崎東通間）の事業化に向けて地元及び関係機関との協議を進めており、平成 2 3 年度以降、事業認可を取得し、事業化して参りたいと考えております。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額） ・都市計画道路北泉通 用地測量費 5, 0 0 0 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 0 年度～平成 2 2 年度 街路基本調査の実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>258 引き続き自転車駐輪場の整備を促進すること。幹線道路を活用した駐輪場を積極的に設置すること。駐輪場施設のバイク・単車置場の確保に努めること。放置自転車をなくすため、駐輪場利用料の無料時間を設定すること。</p>	<p>○ 平成 2 2 年 3 月に策定した「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、引き続き自転車等駐車場の整備を進めて参ります。</p> <p>○ 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」では、バイクを含んだ自転車等駐車場整備についても、助成対象としております。</p> <p>○ 自転車等駐車場における料金体系については、平成 2 2 年度「京都市自転車等駐車対策協議会」において審議を行い、無料時間帯を含んだ料金体系案が取りまとめられました。今後、本市においては、同協議会からの御意見を尊重し、機器改修等の課題はありますが、都心部等の放置自転車が多い地域の自転車等駐車場においては、利用者の特性に応じ、無料時間帯を導入するよう、条例改正を行ったうえ、指定管理者に働きかけて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 2 8, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年度 「改訂京都市自転車総合計画」策定 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」の運用開始 平成 2 2 年度 「京都市自転車等駐車対策協議会」(学識経験者や公募委員で構成)にて、料金体系に係る意見集約</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
259 自転車道のネットワークを広げるなど、市民の自転車利用を促進、援助すること。自転車の走行環境を改善すること。	<p>○ 平成 2 1 年度に実施した道路の現況等の調査及び平成 2 2 年度に実施した御池通における自転車通行環境整備に係る実証実験の結果検証を踏まえ、また、直轄国道（五条通）における国の自転車道に係る実験や、京都府警による自転車レーン設置モデルケース（新町通：府庁東側）の状況も勘案したうえで、本市における自転車通行環境の問題点等を明らかにし、自転車通行環境の整備に向けて、各路線の環境に適合した具体的な整備手法について検討して参ります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年度 自転車通行環境整備に係る現状調査 平成 2 2 年 1 1 月 自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通）</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	260
要 望 内 容	回 答		
260 耐震改修が必要な橋梁については、早急に対策を講 じること。	<p>○ 橋梁の耐震補強については、緊急輸送道路上に架かる橋梁及び二次災害の影響が大きい鉄道や他の道路を跨ぐ橋梁を優先して進めております。平成23年度も引き続き耐震補強を進めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三栖高架橋他 230,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>耐震改修が必要な重要橋りょう87橋のうち、平成21年度末までに40橋の改修を実施しました。平成22年度は、九条跨線橋の耐震補強及び補修を行っております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 1
要 望 内 容	回 答		
261 京北・左京等山間地の除雪体制の維持強化を図ること。	<p>○ 京北・左京等山間地の除雪は、大変重要であると認識しており、今後も市民生活の維持のため、除雪体制の維持強化に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪・凍結防止 7 6, 7 3 2 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	262
要 望 内 容	回 答		
<p>十二 公正・公開・市民参加の市政運営を 262 市民サービスを後退させる局裁量枠予算の削減は行わないこと。</p>	<p>○ 現在のような厳しい経済情勢の中にあつて、市民生活をしっかりと支え、未来の京都を切り拓く政策を推進する財源を確保するためには、歳入、歳出全般にわたる取組が必要であり、引き続き徹底した事務事業の見直しによる経費の節減などの取組が不可欠であると考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成16年度予算 戦略的予算編成システムの導入 平成21年度予算 共汗融合型戦略的予算編成システムへの進化 平成23年度予算 財政改革有識者会議からの提言を踏まえて、戦略的予算編成システムを進化 ・各局区の長のマネジメントが発揮される戦略的予算編成システムの利点を活かしつつ、全市的観点からの政策判断を一層重視するため、局横断的な予算枠（給与費枠、投資枠、消費等枠）を新設し、また、枠ごとに目安額を設定し、その範囲内での予算編成を行うとともに、投資枠については、局配分を行わず、すべての投資事業に対して査定を行い、採択を決定することとしました。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 3
要 望 内 容	回 答		
263 補助金削減につながる補助金条例は廃止すること。	<p>○ 「京都市補助金等の交付等に関する条例」は、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保することを目的として制定されたものです。今後とも、その趣旨に基づき、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定について適正化を図るとともに、有効性及び効率性の検証等を行い、補助金等の公平性及び透明性の確保に努めて参ります。</p> <p>なお、本条例に基づき、平成 2 2 年 9 月に、平成 2 1 年度決算に係る補助金等の交付状況の公開を行っており、今後も毎年、積極的に情報公開を行って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 1 2 月 「京都市補助金等の交付等に関する条例」制定 平成 2 2 年 9 月 平成 2 1 年度決算に係る補助金等の交付状況を公表</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	264
要 望 内 容	回 答		
264 市立芸術大学の運営予算を拡充し、関係者の要望に基づいて老朽化対策・施設改善をすすめること。	<p>○ 「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」に基づき、キャンパスの街中への移転と移転までの間の施設の長寿命化について検討して参ります。</p> <p>平成23年度は、隣接地である旧音楽高校旧校舎について、美術学部の実習室や音楽学部のレッスンルームなどとして、芸術大学の敷地と一体的に活用することにより、教育研究環境の向上を図って参ります。</p> <p>(平成23年度予算額) ・旧音楽高校運営等事業 11,000千円【新規】</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年6月 「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」の策定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	265
要 望 内 容	回 答		
265 本市の公の施設においては、指定管理者制度の適用を行わないこと。なお、現在運用している事業については、公共性の確保・労働法遵守と行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。	<p>○ 「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン」において、「民間にできるものは民間に」を基本として、経済性や効率性のみならず、行政責任の確保等の多角的な観点から検討を行い、民間の知恵や活力を積極的に導入し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることとしていることから、今後も、指定管理者制度の対象となる施設については、積極的に同制度の導入の検討を行って参ります。</p> <p>なお、制度導入済みの施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において、次のように定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用に当たっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。 ・指定管理者の選定に当たっては、施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと等の基準に沿って審査する。 ・指定管理者からの定期的な報告の聴取、運営改善の指導など、常に適正な管理運営を図るための点検、指導を行う。 ・施設の管理運営に関し、法令違反となる行為があったときには、指定管理者は速やかに所管局等の長へ報告を行う。 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
<p>266 各種審議会の構成と委員の選出に当たっては透明性を確保するとともに、公募枠の拡大、兼職を制限するなど偏った構成とならないよう公正さを貫くこと。また、審議会については議事録を含めていっそうの公開をすすめること。未開催の審議会については、存続の必要性も含めて検討すること。</p>	<p>○ 委員を公募する審議会等の数及び市民公募委員数は、年々増加しており、また、兼任の制限については、特別の事情がある場合を除き、同一人の兼任について3審議会等を上限とするなど、「審議会等の委員の選任及び公募に関する要綱」に基づき、多様な人材の登用に努めております。</p> <p>○ 審議会等の公開については、京都市市民参加推進条例に基づき、平成16年度から非公開情報を扱う審議会等を除くすべての審議会等を公開しており、その会議録はホームページ等において公開しております。平成21年度には、職員向けの手引きとして「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」を策定しており、今後ともより開かれた審議会等の運営に努めて参ります。</p> <p>○ 未開催の審議会については、所期の目的を達成したものなどの見直しを行い、目的や効果を精査のうえ、適正化に向けた取組を進めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額) ・市民参加推進計画の推進 3,507千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) ※いずれも平成21年度末の数値 審議会等における市民公募委員の在籍率 65.1% 審議会等の公開率 100%</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	267
要 望 内 容	回 答		
267 小学校及び中学校跡地については、住民参加と合意形成のもとでの活用を基本とすること。	<p>○ 学校跡地活用については、様々な市民ニーズや行政ニーズに応え、魅力あるまちづくりにつなげていくため、民間活力の導入といった新たな観点にも着目しながら、最大限の有効活用が図れるよう、地域の御意向を踏まえ、今後の進め方について検討を進めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心部小学校跡地活用事業の推進 1, 0 0 0 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	268
要 望 内 容	回 答		
268 京都市の出資する外郭団体については、監査体制を強化し、業務委託の透明化など情報公開規定の整備を一層促進すること。	<p>○ 本市においては、京都市情報公開条例及び同施行規則に基づく出資率25%以上でかつ本市が単独で筆頭の出資者である団体に対し、情報公開規程の整備等の指導を行い、平成17年度には、すべての対象団体において、情報公開規程の整備が完了しております。</p> <p>今後も、より一層の情報公開に努めて参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

269 第2次消費生活基本計画策定・推進にあたって以下の取り組みを強化すること。

- ・市民生活相談体制を強化し，市民生活センターの相談員の処遇を改善すること。高齢者の被害対策を強化すること。

- 相談体制については，相談員の増員，相談時間の延長等により強化を図るとともに，研修等を充実させ，複雑かつ多様化する消費生活相談に適切に対応できるよう，相談員の更なる資質向上に努めて参ります。
- 高齢者の消費者被害対策については，相談員による出前講座のほか，高齢者等に消費者被害に関する注意喚起等の情報が確実に届くよう，身近な地域での見守りの仕組みづくり等を推進して参ります。

(平成23年度予算額)

- | | |
|------------------|--------------|
| ・多重債務相談事業 | 2,600千円 |
| ・消費生活センター機能強化事業 | 33,060千円【充実】 |
| ・消費者教育・啓発活性化事業 | 8,050千円【充実】 |
| ・消費生活相談員レベルアップ事業 | 1,100千円【充実】 |
| ・相談窓口高度化事業 | 1,300千円 |
| ・一元的相談窓口緊急整備事業 | 9,050千円 |

(経過・これまでの取組等)

- 平成17年 4月 消費生活土・日電話相談を開始
 平成19年 6月 「くらしのみほりたい」の募集開始
 平成19年12月 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)の開設
 平成20年 4月 多重債務特別相談窓口の開設
 平成21年 1月 インターネットによる消費生活相談の開始
 平成22年 4月 消費生活土・日電話相談を祝日にも拡大実施

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
<p>・深刻化する多重債務相談に対応するため、庁内推進会議の開催等、関係部署との連携をさらに強化し、解決にむけて取り組むこと。また、区役所、支所、出張所に窓口を設置すること。</p> <p>・消費者団体との連携を強め、支援を行うこと。</p>	<p>○ 多重債務者対策については、平成19年度から関係部署の連携による庁内会議を設置しており、今後も、庁内での連携を一層強化し、多重債務問題の総合的な解決を図って参ります。</p> <p>○ 区役所、支所、出張所に窓口を設置することについては、経費面や効率性の点で課題があることから、市民生活センターの相談窓口の周知広報や関係窓口の連携強化により、多重債務者への適切な対応に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談事業 2,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年10月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 平成19年10月 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」への参画 平成19年12月 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)の開設 平成22年 6月 改正貸金業法の完全施行日に、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施 平成22年 9月 多重債務特別相談とこころの健康相談を同一会場で実施 (第2・第4水曜日)</p> <p>○ 市民啓発事業の消費者団体との共催、企画段階からの協働等、消費者団体との連携を一層強めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育・啓発活性化事業 8,050千円【充実】 ・消費者団体支援事業 400千円 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体との共催による市民向け講座の開催 ・消費団体との事業の企画段階からの協働によるシンポジウムやフォーラムの開催 ・消費者団体活動の支援（施設の貸出等） ・「消費者団体懇談会」の開催 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
270 市民のプライバシーを侵害する「住基ネット」の稼働を中止するよう国に求めること。	<p>○ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用は住民基本台帳法で定められており、このシステムの利用により、旅券申請等の際の住民票の写しの添付や各種公的年金の現況届が不要になるなど、市民生活の利便性が向上しております。</p> <p>これらのことから、本市としては現段階において、稼働中止を国に求めることは考えておりません。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成14年8月 5日 第一次稼働 平成15年8月25日 第二次稼働 平成20年3月 6日 本人確認情報の削除や通知の差止め等を求める訴訟の最高裁判決</p> <p>※本システムにより、住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、いずれも憲法第13条により保障された権利ないし自由を侵害するものではないとされました。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	271
要 望 内 容	回 答		
<p>271 次期「きょうと男女共同参画推進プラン」策定，推進にあたって以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の働く権利を守り，働きやすい環境整備を充実すること。年次計画，数値目標を明確にし，確実に達成すること。 ・「プラン」策定にあたって広範な女性団体や市民の意見を反映させること。市職員管理職の登用，審議会委員の女性の登用を進めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年3月に策定予定である「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の策定にあたっては，基本目標のひとつである「男女が安心して働き続けられる環境づくり」を一層推し進め，今日の社会情勢を踏まえた施策を実施して参ります。また，実施期間，数値目標を明確化するとともに，その意義も含め周知に努めて参ります。 ○ 「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」については，素案の段階で，広く市民，関係団体に配布，意見募集をするとともに，要望があれば必要に応じて説明に赴くなどしており，広く市民の意見の反映に努めております。 ○ 女性の管理職の登用については，「京都市人材活性化プラン」（平成21年3月策定）に掲げた目標「平成24年度までに女性役付職員の比率20%」も踏まえ，管理職に必要な経験や実績を積んでいける機会を増やすなど，計画的な人材育成に努めております。 ○ 審議会委員の女性の登用については，引き続き事前協議の徹底などを中心に，積極的な登用を促すよう取り組んで参ります。 <p>（経過・これまでの取組等） 平成21年度末 審議会等委員への女性の登用率 31.5%</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
272 民間シェルターへの補助，公的シェルターの設置など，DV被害者や家族・支援者の安全と権利を確保すること。市配偶者暴力相談支援センターの設置にあたっては関係者の意見を良く聞き充分反映させること。	<p>○ DV被害者支援の充実の一環として，民間シェルターへの家賃補助の拡充を行うほか，ドメスティックバイオレンス（DV）相談支援センターの設置に当たっては，京都府をはじめ，民間団体等からの意見交換を通じて，本市において求められている施設となるよう調整を行って参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者等に対する暴力防止の取組 2, 5 7 0 千円 ・ ドメスティックバイオレンス（DV）相談支援センターの運営 及び被害者支援事業 4 4, 2 0 0 千円【新規】 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 1 7 年～ 京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金の支給 シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用の助成</p> <p><京都市男女共同参画センターでの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年～ 電話や面接による一般相談の実施 平成 1 3 年～ カウンセラーによる「女性に対する暴力専門相談」の実施 平成 1 7 年～ DV被害者支援ボランティア入門講座の実施 平成 2 1 年～ DV被害者自立支援講座の実施 		

要 望 内 容

回 答

273 国連子どもの権利条約の内容を広く市民に知らせ、国連子どもの権利委員会の第3次勧告に基づき、すべての行政施策の点検と職員への周知徹底をはかること。意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。

○ 本市では、子どもの権利条約の理念も踏まえながら、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定し、市民の皆様と行政が協働して、普及啓発に取り組んでおります。

○ 「京都市未来こどもプラン」については、この憲章をプラン全体を貫く理念として掲げ、「子どもの最善の利益を追求する」等の4つの基本方針に沿って取組を進めることとしており、「京都子どもネットワーク連絡会議」において施策の進捗を点検し、計画の取組状況については、毎年度、公表し、周知を図って参ります。なお、児童の権利委員会からの我が国への勧告については、今後、国の動向を注視して参ります。

○ 更に、平成23年2月市会定例会に提案している「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の施行により、今後、憲章の普及と実践行動の一層の推進を総合的に行い、子どもを健やかで心豊かに育む社会の構築を推進して参ります。

（平成23年度予算額）

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の推進

6,000千円【新規】

（経過・これまでの取組等）

平成19年 2月 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定

平成19年 3月 市会において、「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

平成19年10月 全庁を挙げて憲章の普及促進に取り組むための推進体制として、「子どもを共に育む京都市民憲章普及促進部会」を設置

（次ページに続く）

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	273
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 2 年 6 月 「京都子どもネットワーク連絡会議」や「人づくり 2 1 世紀委員会」を構成する団体の代表者，市民公募委員，学識経験者からなる「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」を設置。以降，市民公聴会及びシンポジウムの開催，条例骨子案に対する市民意見の募集等により，市民と意見交換しながら，条例に盛り込むべき内容について検討を重ねる。</p> <p>平成 2 3 年 2 月 条例案を市会付議</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	274
要 望 内 容	回 答		
274 区役所総合庁舎の会議室の一般利用を促進するなど、市民活動の場を拡充すること。区役所・総合庁舎・福祉事務所の相談室を確保し、相談者のプライバシーを守ること。	<p>○ 区役所・支所の会議室については、地域のまちづくりの拠点としての区役所の役割を果たしていく観点から、区役所が使用する場合を除き、地域の自治活動を目的とした利用について、行政財産の目的外使用許可により利用いただいております。閉庁日等に利用いただく場合には、セキュリティの確保上、利用の制約は行わざるを得ませんが、利用促進に努めて参ります。</p> <p>○ 相談室については、市民の皆様から福祉や納税といったプライバシーに関する相談が多い課に設置するようにしております。ただし、スペースの制約から相談室を設置できない課については、カウンターに間仕切りを設置するなどの方法で対応しております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	275
要 望 内 容	回 答		
275 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	<p>○ 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えておりますが、永住外国人への地方参政権付与につきましては、国会において十分議論が尽くされるべき問題であると認識しており、国会の動きを見守りたいと考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 6
要 望 内 容	回 答		
<p>276 市職員「サービス残業」など、労働基準法違反の実態を把握し、直ちになくすこと。また依然として超過勤務の多い部署が放置されている事態を改善し、市民サービス確保のための必要な人員の配置を急ぐこと。</p>	<p>○ 所属長の時間外勤務命令に基づいて行われた時間外勤務については、当然にその実績に応じて時間外勤務手当を支給すべきものであります。引き続き、所属長による時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底を図って参ります。</p> <p>○ 時間外勤務の縮減は、本市における喫緊の課題であり、抜本的な解決を図るため、平成21年2月に設置した副市長を本部長とする「京都市時間外勤務縮減対策本部」を中心に、事務事業の効率化をはじめとして、長時間勤務職員に関する実態調査や必要に応じた臨時的任用職員の活用など、様々な対策を講じるとともに、平成22年度からは、行財政局による職場巡視の強化など、更なる縮減対策に取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、局区長をはじめとしたすべての管理監督職員において、業務の進行管理のみならず、職員の勤務時間管理や健康管理を含めたマネジメントを行い、時間外勤務の縮減に取り組んで参ります。</p> <p>○ 人員配置については、「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン」に基づき、事務事業の執行体制の思い切った見直しや再構築によって、職員数の更なる適正化に取り組む一方、市民の満足度やニーズを踏まえ、市民サービスの低下をきたすことのないよう、必要な人員配置を行うことにより、効率的・効果的な市役所運営に努めて参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

277 男性職員の育児休業取得の推進にふさわしい環境整備をはかること。

- 男性職員の育児休業の取得を促進するためには、育児休業をより取得しやすい制度にすることに加えて、職員の不安を解消するとともに、当該休業について職場全体で理解し、協力する意識を持つことが重要であると考えております。
- これを踏まえて、育児休業の取得要件を緩和するとともに、「仕事と子育て両立支援プラン」の策定やハンドブックの配布等による同制度の周知・啓発に取り組んで参りました。
- 今後も引き続き、男性職員の育児休業取得の推進にふさわしい環境整備に取り組んで参ります。

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	278
要 望 内 容	回 答		
278 「京都未来まちづくりプラン」にもとづく、市民サービス低下や職員の定数削減・非正規化をやめること。	<p>○ 「京都未来まちづくりプラン」は、厳しい財政状況下でも市民生活をしっかりと守り、真に必要な施策・事業を推進する、未来の京都のまちづくりを進めるための羅針盤となるものです。今後とも、同プランに基づき、「子どもに笑顔、若者に夢、お年寄りに安心と生きがい」を第一とした政策を推進して参ります。</p> <p>○ また、厳しい財政状況の下、総人件費の削減は喫緊の課題であります。引き続き、必要な施策や事業は着実に実施していくとともに、事務事業の思い切った見直しや再構築によって、職員数を削減するなど、総人件費の削減に取り組んで参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 9
要 望 内 容	回 答		
<p>279 官製ワーキングプアを生み出さないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市人事委員会の報告に基づいて、本市の非正規職員の労働条件を改善すること。 公共事業・委託事業については、下請けも含めた質の確保と適正な賃金・雇用条件を確保するための公契約条例を制定すること。 市職員のメンタルヘルスケアプランにもとづく対策を強めること。 	<p>○ 本市の非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の勤務条件については、根拠法令や業務内容、一般職員との均衡等を考慮して、適宜見直しを行っており、平成 2 2 年 4 月には、標準的な非常勤嘱託員の報酬の引上げを実施しました。また、平成 2 3 年 4 月にも更なる引上げを予定しております。</p> <p>今後も、非正規雇用を取り巻く諸情勢や、本市人事委員会報告においてその処遇について言及されていること等を踏まえて、常に検証を行い、必要に応じて見直しを行って参ります。</p> <p>○ 我が国の労働法制上、労働条件は労使の間で決定されるという全体的な枠組みになっていることに加え、自主的な企業経営への影響など、政策手段としての妥当性等についての課題もあり、公契約条例を制定することは、困難であると考えております。</p> <p>○ 本市では、平成 1 9 年 3 月に策定した「第 2 次京都市職員のメンタルヘルスケアプラン」に基づき、人事異動後の職員に対する面談、職員相談室や健康管理医による相談体制の充実、管理監督者に対する研修、ストレスチェックの実施など、様々な取組を積極的に推進しており、今後とも各事業の見直し、改善を図りながら、計画の着実な推進を図って参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス増進施策 1 9, 4 3 7 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 3 月 「京都市職員のメンタルヘルスケアプラン」策定</p> <p>平成 1 8 年 6 月 「職場におけるリハビリテーション制度」開始</p> <p>平成 1 9 年 3 月 「第 2 次京都市職員のメンタルヘルスケアプラン」策定</p> <p>新たに、人事異動後の職員に対する面談、庁内健康管理スタッフ支援研修などを実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	280
要 望 内 容	回 答		
280 「テレビ難民」を生じさせないために、アナログ放送打ち切りを延期するよう強く国に求めること。窓口を設置し、低所得者や高齢者など「情報弱者」へのサポートを推進すること。	<p>○ 地上デジタル放送への移行に向け、国及び放送事業者において様々な取組が進められており、引き続き、移行が円滑に行われるよう、国等に要望を行うとともに、本市として、国が実施している説明会や高齢者世帯への戸別訪問事業の周知などを進めて参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上波テレビ放送については、平成23年7月24日までにアナログ放送を終了し、デジタル放送へ完全移行することが法令（電波法）に定められております。 ・総務省テレビ受信者支援センターにおいて、高齢者世帯の方に戸別訪問が実施されております。 ・総務省地デジチューナー支援実施センターにおいて、NHK受信料免除世帯に対して、デジタルチューナーの無償給付等が実施されております。平成23年1月からは、市民税非課税世帯に対象が拡大されます。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
281 国と放送事業者の責任で難視聴地域を解消すること。	<p>○ 地上デジタル放送への移行に伴い、新たに難視聴となる地域が発生することがないよう、国や放送事業者において対策が実施されております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年 7 月 平成 2 2 年度国の予算・施策に関する提案・要望の実施</p> <p>平成 2 1 年 7 月 都市部周辺に生じる新たな難視聴地域の解消を近畿総合通信局及び放送事業者に要望</p> <p>平成 2 2 年 4 月 総務省が個別受信難視聴対策支援事業 (ケーブルテレビ加入及び高性能アンテナ補助) を開始</p> <p>平成 2 2 年 7 月 比叡山に地上デジタル放送中継局が開局</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	282
要 望 内 容	回 答		
282 都市受信障害共聴施設の改修や費用負担の支援をおこなうこと。	<p>○ 都市受信障害対策共聴施設のデジタル化支援については、国において、助成制度や紛争相談窓口が設けられるなど、対応が進められております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><民間アパート・マンションを対象とした国の制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信障害対策共聴施設のデジタル化改修に対する補助（平成21年5月～） ・共同住宅の共聴施設のデジタル化改修に対する補助（平成21年8月～） ・受信障害対策共聴施設の紛争相談窓口（平成21年10月～） 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
283 ブロードバンド化について、山間地など、情報過疎地域を生まないよう、住民の意向を調査し、対策を講じること。携帯電話の不感地域の早期解消に努めること。	<p>○ 携帯電話通話エリア化に必要な移動通信用鉄塔施設については、携帯電話事業者に整備を強く要望しておりますが、事業者による整備が進まない地域のうち、国の制度活用的前提となる費用負担に事業者の同意が得られる地域については、本市事業として整備に取り組んで参ります。</p> <p>○ ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け、平成21年9月に策定した「京都市ブロードバンド・ゼロ地域解消プラン」に基づき、移動通信用鉄塔施設等の整備に取り組んでおり、22年度末には完了する予定です。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信用鉄塔施設整備事業 30,000千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
<p>十三 同和特別扱いをやめること 284 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。同和問題は解決しているとの基本的認識に立って、一般行政に徹すること。</p>	<p>○ 同和行政について、総点検委員会からの報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止、コミュニティセンターの平成22年度末での廃止と転用などの取組に加えて、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止など、あらゆる特別扱いを排して、改革を押し進めて参りました。</p> <p>また、今後についても、市民の理解と共感を得て、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向け、改革を推進して参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

285 同和奨学金の返還にあたっては、以下の項目を実施すること。

- ・ 自立促進援助金制度をつくった京都市の責任を明らかにし、返還該当者に対して謝罪と説明責任を果たすこと。
- ・ 返還を求める対象は返還期間が完了していない全ての奨学金受給者とする。
- ・ 返還困難者に対して返還を免除する所得基準は、国奨学金制度における返還免除基準を厳密に守ること。

○ 自立促進援助金制度については、本市として適切な時期に見直しができていなかったことに対し、深く反省しております。また、見直しにより返還の対象となる方のうち、所在不明を除くすべての方に対して、市長名のお詫び文書を届けるとともに、担当職員が直接面談してお詫びと説明を行って参りました。

○ 「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」の規定に基づき、平成13年3月以前に返還の始期を迎えた債務は免除することとしております。

○ 返還免除の所得基準については、国奨学金制度の返還免除基準（生活保護基準の1.5倍など）と同様の基準を定めており、「京都市奨学金等返還事務監理委員会」の意見もいただきながら、的確に運用して参ります。

（平成23年度予算額）

- ・ 地域改善対策奨学金等返還事務費 4,196千円

（経過・これまでの取組等）

平成20年12月 自立促進援助金制度廃止、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例公布・施行

平成21年 2月 市長名の「お詫びとお願い」文書発行

平成22年12月末日時点でのお詫びと説明の取組状況

借受者総数	お詫びと説明の取組状況		所在不明
	文書到達	面談済み	
1,404人 (100%)	1,391人 (99.1%)	1,391人 (99.1%)	13人 (0.9%)

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
286 市立浴場は、あり方を全面的に見直すこと。民間浴場との料金格差の是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制，職員配置を見直すこと。	<p>○ 市立浴場の運営に当たっては，平成 2 2 年 1 1 月市会定例会において付された警告の趣旨を重く受け止め，浴場運営の更なる効率化及び地域福祉の向上を目指したサービスの充実等，市民の理解が得られ，地域に愛される浴場となるよう取り組んで参ります。</p> <p>また，今後のまちづくりの進ちよくに応じた施設の統廃合についても検討を進めるとともに，引き続き，民間浴場との料金格差の解消に向けて，計画的に取り組んで参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・市立浴場運営 4 5 6，0 8 4 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 大人入浴料金の改定 平成 1 9 年 4 月 1 日から 2 6 0 円 → 2 9 0 円 (3 0 円値上げ) 平成 2 1 年 5 月 1 日から 2 9 0 円 → 3 3 0 円 (4 0 円値上げ)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	287
要 望 内 容	回 答		
287 行政の主導による市民と市職員への人権啓発や研修の押し付けと参加の強要や学校現場での同和教育をやめること。「差別意識の存在と行政の責任」を口実にした特別対策の延長や新たな対応をいっさい行わないこと。	<p>○ 様々な人権問題の解決のためには、それぞれの課題の解決のための施策を展開することはもとより、市民自らが人権問題について気付き、考え、行動することによって、人権尊重の気風を形成することが基本であることから、市民が自発的に人権について学習する機会を提供し、また市民が自発的に取り組む活動への支援などに努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 8
要 望 内 容	回 答		
<p>十四 平和と民主主義を守る行政の推進を 288 国民保護法の廃止を国に求めること。国民保護に名を借りて、市民の基本的人権を制限しないこと。</p>	<p>○ 基本的人権の尊重については、国民保護法、国民の保護に関する基本指針、京都府国民保護計画、京都市国民保護計画等において基本的な方針として掲げられているところです。</p> <p>今後も、災害の発生原因の如何を問わず、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、市民生活の安心・安全を確保するために全力を傾注して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年 9 月 「国民保護法」施行 平成 1 8 年度 京都市国民保護協議会や市民意見募集の結果を踏まえ、京都市国民保護計画を策定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	289
要 望 内 容	回 答		
289 自衛隊の海外での戦争参加につながる海外派兵恒久法や、武器輸出3原則の全面見直しなどを行わないよう国に求めること。	○ 自衛隊の海外派遣や、武器輸出3原則の問題については、我が国の外交上、防衛上の重要課題であり、国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	290
要 望 内 容	回 答		
290 日米安保条約の廃棄，米軍基地の撤去，米軍への思いやり予算の廃止を国に求めること。	○ 日米安全保障条約，米軍基地，在日米軍駐留経費負担の問題については，我が国の外交上，防衛上の重要課題であり，国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
291 戦争遺跡などの保存計画を策定し，平和教育にいかすこと。	<p>○ 本市では，未指定の文化財について順次調査を行い，その実態を把握するとともに，文化財的価値の高いものについて「京都市の文化財」として指定・登録し，保存措置を講じております。戦争遺跡については，近代化遺産として一部建造物で調査を行っているほかは調査を実施しておりません。調査を行うには，経費や人材等が必要であることから，他の文化財調査の状況を踏まえると，早急な実施は難しいと考えております。</p> <p>○ 平和教育については，学習指導要領を踏まえ，社会科，道徳の時間等において，今後とも指導して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	292
要 望 内 容	回 答		
292 「日の丸」の掲揚、「君が代」斉唱について、本市の公式行事において押しつけをしないこと	<p>○ 国旗及び国歌については、平成11年8月に制定、施行された「国旗及び国歌に関する法律」の趣旨を十分踏まえ、本市が主催する行事・式典等においても、国の象徴にふさわしい取扱いをして参りたいと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 本市が主催する行事・式典等において、原則として国旗及び市旗の掲揚並びに国歌及び市歌の斉唱を行っている。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 3
要 望 内 容	回 答		
293 市公安条例は市民弾圧の不当な根拠とされたものであり、廃止すること。	<p>○ 「集会，集団行進及び集団示威運動に関する条例」は，指定府県が別の定めをするまでの間の暫定的なものですが，現実に運用されており，これを直ちに廃止することは適当ではないと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 「集会，集団行進及び集団示威運動に関する条例」は，本市が市公安委員会及び市警察を置いていた旧警察法の時代に，市公安委員会に行政権限を付与したもので，警察法の全部改正時に，新警察法に基づく「市警察の廃止に伴う経過措置に関する政令」第10条により，「別に定をするまでの間」，市警察の事務と定められていた事項は，府県警察の事務として府県警察が処理をするという経過的な措置が講じられて，現在もその効力を有する特殊な条例です。</p>		

要 望 内 容

回 答

294 被爆者援護と平和行政施策の具体化と推進をはかること。

- ・国に対して、現在の原爆症認定基準を被爆者の要求や司法の判断にもとづいて、早急に見直すよう強く求めること。

- ・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すとともに、語り部や相談活動への支援など拡充すること。

- ・高齢化がすすむ被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護を強化すること。

○ 原爆被爆者対策事業については、被爆者援護法に基づき、国の事業として取り組まれておりますが、本市においては、保健センター業務の一環として各種申請書類の受理等の事務手続を行っております。ご要望の件については、今後、国の施策判断に委ねられるべきものと考えております。

○ 平成21年12月には原爆症救済法が成立し、原爆症認定集団訴訟における敗訴原告を救済する基金が設置されました。また、平成22年12月には、被爆者や専門家をつくる厚生労働省の検討会が原爆症の認定制度の見直しに向けた議論を始めたところです。本市としては、今後とも国の動向を注視して参ります。

○ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。

○ 本市としても各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態については一定把握しており、今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めて参ります。

被爆援護施策の拡充等については、国の責務であり、国において検討されるべきものと考えております。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 4
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和市長会議のよびかけに応じて、「2020ビジョン（2020年までに核兵器廃絶をめざす）」の早期達成をはかるよう他自治体や各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。 ・ 広島、長崎への修学旅行の実施など、平和の学習を強めること。 	<p>○ 平和市長会議では、平成22年5月にニューヨークで開催されたNPT再検討会議において、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する、本市を含む国内外の約1,600の自治体による都市アピール署名を提出し、核廃絶を求める声を国際社会に伝えたところです。また、本市では、「平和祈念事業」など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めて参ります。</p> <p>○ 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎への修学旅行の実施や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和学習に取り組んでおり、今後ともこうした取組の充実に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被爆者援護事業補助金 400千円 ・ 平和祈念事業 500千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 「ヒロシマ原爆展」(広島市・広島平和記念資料館との共催)</p> <p>平成19年 「平和都市宣言50周年事業」…ヒロシマの原爆に関する写真などのパネル展示</p> <p>平成20年～毎年 「平和祈念事業」…平和市長会議の取組をPRするパネル展示</p>		